

令和8年3月3日

第1回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和8年3月3日(火) 午前9時0分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
4番	藪内真由美	5番	門 秀俊
6番	兼若 幸一	7番	中野 一郎
8番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	村井 勉	13番	渡邊美喜子

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	村井 崇一
町長公室長	山下 佐千子
総務課長	谷口 賢司
政策課長	吉田 拓也
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	土井 真誠
住民環境課主幹	喜田 浩希
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	山内 剛
建設課長	柴田 浩志
産業課長	植松 肇
消防長	青木 孝一
教育総務課長	池田 友亮
生涯学習課長	福田 純

1、議会事務局職員

事務局長	小野 由美子
事務局長補佐	香川 馨一
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時0分

議長（金井 浩三）

皆様にお願ひ致します。

携帯電話電源をお切りになるよう、よろしくお願ひ致します。

それでは、一同、ご起立をお願ひ致します。礼。

ご着席下さい。

お早うございます。

議員各位には、ご多忙のところ、定刻にご参集頂きまして誠に有難うございます。

ただ今より令和8年第1回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

今日から3月定例会を開会致します。議員の皆様方におかれましては、大変ご多用中のところとは思いますが、全員の議員の皆さんにご出席を頂きまして、有難うございます。

これからの3月議会、色々と様々なところで、色々と皆様方のご意見を頂戴致しながら、私どもにとってもまた皆様方にとっても有意義な3月議会となりますことを心から期待を申し上げて、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。どうかよろしくお願ひ致します。

議長（金井 浩三）

ただ今、出席議員は12名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

これより、令和8年第1回多度津町議会定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、4番 藪内 真由美 君、11番 隅岡 美子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長、中野 一郎 君。

議会運営委員会委員長（中野 一郎）

会期の件でございますが、本日3月3日から3月24日までの22日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願ひ致します。

議長（金井 浩三）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日から3月24日までの22日間とし、日程については本日3月3日（火）提案説明、4日（水）から9日（月）まで

休会、10日（火）一般質問、11日（水）一般質問、12日（木）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、予算決算審査特別委員会、13日（金）から15（日）まで休会、16日（月）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会、予算決算審査特別委員会の予備日、17日（火）から23日（月）まで休会、24日（火）議案審議と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が8名となっており、10日（火）は、通告順で1番から6番まで、11日（水）は、通告順で7番から8番までと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月24日までの22日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。監査委員より現金出納検査執行状況報告及び令和7年度定期監査結果報告を受けております。

報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

次に去る2月16日に開催されました香川県町村議会議長会定例総会におきまして、小川保君と私、金井浩三の両名に町議会議員として15年以上在職の自治功労者として、全国町村議会議長会から、表彰の伝達がありました。

ここに、ご報告を申し上げるとともに、ただ今から表彰の伝達を行いたいと思います。

小川保君、前の方へお進み下さい。中野一郎君も前へお願いします。

表彰の伝達

一同拍手

議長（金井 浩三）

以上で、表彰の伝達を終わります。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略を致します。

日程第 4. 令和 8 年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

本日、令和 8 年第 1 回多度津町議会定例会の開会に当たり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに諸施策及び令和 8 年度予算の概要についてご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

去年は、町内の交通利便性の向上と町民の皆様の安心・安全な生活のため、AI デマンド型交通「たどつ mobi」の実証実験を始めました。また、消防広域化の協議が本格的に始まりました。瀬戸内国際芸術祭では、アートを通じてたくさんの人々に高見島の魅力や歴史に触れて頂くことができました。昨年を振り返りますと、時代の変化を実感するとともに、未来への希望を抱くことができた一年だったと、私は感じております。

令和 8 年も早 3 月となり、来週には多度津中学校の 3 年生が卒業を迎え、巣立っていきます。その後、各幼稚園の卒園式や各小学校の卒業式もごさいます。また、桃陵公園の桜が満開になる頃には、入学式が控えています。夢や希望に胸を膨らませ、元気よく登校する子どもたち、その姿を見守るご家族を見るたびに、いつも心が温かくなるのと同時に、町政を負託された者として気が引き締まる思いが致します。

この子たちがこの町で育ち成長し、仕事や家庭を持ち、年を重ね、また、その子の子がこの町で生まれ育ちと、本町で幸せな人生を送っていただける、そして、本町に関わった人々が幸せな気持ちで過ごして頂けるような「まちづくり」、「ひとづくり」に全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和 8 年度の我が国経済は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される一方で、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要があるとされております。

地方財政計画では、地方税は前年度比 5.2%増の 47 兆 8,185 億円、地方交付税は前年度比 6.5%増の 20 兆 1,848 億円、臨時財政対策債は前年度に引き続き、発行額ゼロが見込まれております。

このような背景の下、本町の令和 8 年度の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、選択と集中を基本として、第 7 次多度津町総合計画をはじめとする各種計画に掲げる施策や事業を展開するための予算及び町民生活に必要な行政サービスの経費について、優先的かつ重点的に予算化したところであります。

その結果、令和 8 年度の一般会計予算総額は 102 億 2,500 万円、前年度との比較で 2.1%の増額となっております。また、特別会計全体では、前年度比 2.1%増の 54 億 6,100 万円強、全会計合計では、前年度比 2.1%増の 156 億 8,600 万円強となっております。

次に重点施策について申し上げます。

重点施策の1点目と致しましては、「人口減少対策としての地方創生事業」であります。本町では令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期たどつの輝き創生総合戦略」に基づき、「たどつのゲンキを創る」、「たどつとツナガル人を増やす」、「たどつにスマタイ人を増やす」、「たどつのミライに向けて挑戦する」の4つを基本目標に据え、各種の人口減少対策や移住・定住促進施策に取り組んでいくこととしております。令和8年度も引き続き、たどつの歴史・文化・伝統をいかした、魅力ある「まちづくり」と「ひとづくり」に取り組み、移住・定住・交流人口及び関係人口の増加を図ってまいります。

まず、魅力ある「まちづくり」を目指す施策と致しましては、歴史的な町並みや文化資源を活用した地域創生に取り組んでまいります。

本通一丁目周辺の「多度津町本町（ほんまち）」地区に残る港町・商家町としての伝統的な建物群につきましては、伝統的建造物群保存地区制度（伝建制度）の導入に向けて、民間団体によるにぎわいづくりの取組と連携しつつ、地域住民の皆様のご理解とご同意を得ながら、制度設計や保存活用計画を検討し、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）への選定を目指してまいります。また、国や県の支援・補助なども活用しながら、伝統的町並みや旧合田家住宅の保存・活用を進め、観光振興や交流人口の拡大、移住・定住の促進、空き家対策など人口減少対策としての地方創生事業に取り組んでまいります。

令和元年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」につきましては、「北前船日本遺産推進協議会」との連携を一層深め、その魅力を最大限に発信することで、本町の歴史的価値を広く町内外に伝えるとともに、交流人口の増加と地域活性化を図ってまいります。

次に魅力ある「ひとづくり」を目指す施策と致しましては、まちづくり団体や住民の皆様との協働に引き続き取り組み、多度津町タウンプロモーション事業については、官民協働組織「まねきねこ課」が中心となって進めております、本町の「魅力づくり」と「情報発信」への支援を継続することにより、本町の認知度向上と、まちの活性化に真剣に取り組む人々の増加を図ってまいります。

また、コミュニティ通貨まちのコイン「どつつ」の活用などにより、町内の事業者・団体と町内外に住む人々とのつながりを創り出し、交流人口と呼ばれる観光目的で本町を訪れる人々だけではなく、本町と多様な形で関わる人々、いわゆる関係人口の増加にも併せて取り組んでまいります。

2点目は、「少子高齢化対策」であります。

令和7年度を初年度とする「第3期多度津町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画の基本理念である『「子育ての喜びと子育ての喜びをともに応援するまち」多度津町をめざして』の実現に向け、子どもの健やかな成長や家庭（保護者）の楽しい子育て

の応援につながる施策の充実に努めてまいります。

近年、家族形態が多様化し、核家族化や外国人家庭の増加など地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱いている妊婦や子育て家庭が少なくなく、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援体制の確保・強化に努めてまいります。

子育て家庭への経済的支援につきましては、妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て家庭に対し、従来、現物又は現金で給付していた「妊婦のための支援給付金」を令和 8 年度は現金で給付し、子育て家庭の家計負担の軽減を図ってまいります。

また、全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中、要保護児童対策部会などを通じて、関係機関との連携を強化するとともに、「多度津町児童虐待防止のための通告マニュアル」に基づき、児童虐待防止及び早期対応に努めてまいります。

次に高齢化対策であります。年々高齢化率が上昇する中で、高齢者支援の中心である介護保険制度については、社会保障費の増加や介護人材不足などの課題があり、介護サービスだけで高齢者を支えることが難しくなっています。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らせるよう、医療、介護関係者が連携し、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護予防教室の開催、高齢者の居場所づくりに対する支援、ごみ戸別収集や配食サービスなどの在宅高齢者に対する各事業を通じて、認知症予防と在宅生活の支援に取り組んでまいります。

3 点目は、「南海トラフ地震に対する防災対策」であります。

南海トラフ地震につきましては、昨年 3 月に内閣府が、そして 9 月には県が新たな被害想定を公表したところです。本町で想定される被害としましては、予想される最大震度は 6 強で変わりありませんが、最高津波水位が 0.7m 高くなったため、津波による浸水想定区域が約 1.4 倍に広がり、液状化危険度の高い地点が増加したと併せて、これらによる建物被害は増加しております。一方で、地震の揺れそのものや地震火災による建物被害は減少しており、直接的な死傷者については減少しておりますが、新たに災害関連死を被害想定に含めるようになったことから、想定される死者数の総数は増加することとなりました。

本町の防災対策としましては、能登地震等の事例を踏まえ、災害関連死を減少させるため、避難所におけるプライバシーの確保や就寝環境の向上等、生活環境の抜本的な改善を図ってまいります。具体的な施策としましては、国・県の補助制度を活用しながら、テント式のパーティションや簡易ベッドの備蓄を進めてまいります。また、国の掲げる「南海トラフ地震における死者 8 割減」のための地域防災力強化を企図し、備蓄した資材を利用し、住民参加型の避難所設営訓練を含めた防災訓練を継続的に実施することで、住民の皆様の防災意識の向上を図るとともに、避難所運営のノウハウの蓄積に努めてまいります。

4 点目は、「財政の健全化」であります。

引き続き「中期財政計画」に基づき、健全な財政運営に継続して取り組んでまいります。

本町の財政運営につきましては、財政の健全化を示す健全化判断比率は、いずれも国の基準を下回り健全な範囲内となっているものの、近年、東日本大震災を教訓として様々な防災・安全対策事業を集中的に実施してきたことから、全国的にみて高い比率となっており、また、ここ数年、歳出に対する歳入の不足額を財政調整基金からの繰入により補てんしている状況が続いております。

今後の財政の見通しと致しまして、歳入面で自主財源の大半を占める町税収入については大きな増収は見込めない中、歳出面では、少子高齢化に伴う社会保障費や老朽化が進む公共施設の改修、賃金上昇や物価高に伴う経費の増加が見込まれ、また、数年後には新庁舎建設事業に係る町債の元金償還も本格的に始まることから、財政状況は更に厳しさを増していくものと見込まれます。

こうした中で、将来にわたって持続可能な町政運営を確かなものとするためにも、ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用、使用料や手数料の見直しなど、あらゆる歳入確保策を講ずるとともに、一層の行政の効率化などにより歳出の抑制を図り、現在の歳出超過の改善に努めることで、本町財政の健全性が保たれるよう取り組みを進めてまいります。

続きまして、主要施策について、第 7 次多度津町総合計画の政策体系に沿ってご説明申し上げます。

基本政策の 1 点目は、「安心して子育てができ、健やかに暮らせるまちづくり」であります。

まず、子育てをしやすい環境づくりであります。産後、身体的な回復のための支援や新生児及び乳児の状況に応じた具体的な育児指導等が必要な母親に対して行う「産後ケア事業」の充実に、引き続き努めてまいります。

子育て世代包括支援センターにおきましては、専任の保健師や助産師、看護師、保育士が安心して安全に出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めておりますが、引き続き、保護者のニーズに対応した子育て環境を整備するとともに、ハイリスク妊産婦に対する養育支援訪問事業や保護者の冠婚葬祭・受療等により乳幼児等の家庭保育が一時的に困難になった場合に、乳幼児を預かり保育する「一時預かり事業」の更なる充実に努め、利用促進を図ってまいります。

待機児童問題に対しましては、本町が独自に実施しております保育所等が人材派遣会社を通じて新たに保育士を雇用した際の人材紹介料を補助する「保育士人材紹介料支援事業費補助金」などの保育士確保対策への補助を行い、必要とする保育サービスが行き渡るように保育所等と連携・協力して取り組んでまいります。

また、学校給食費について、令和 8 年度より、国は保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として、小学校の給食費を対象に「給食費負担軽減交付金」を創設し、交付する予定です。それを受け、本町では、令和 8 年度より町立幼稚園及び小中学校の園児児童生徒の給食費無償化を実施してまいります。併せて、3 歳児以上の保育所

及び認定こども園へ通っている幼児の給食費についても補助してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、町内全ての小学校区において全学年の受入れをしております。令和 2 年度から香川県作業療法士会の協力を得て「放課後児童クラブ巡回相談等支援事業」を実施しており、放課後児童クラブの支援員が専門的な助言を受けることで、子どもたちへの適切な関わり方を学び、保育環境の充実に努めております。

今後とも児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めてまいります。

次に豊かな心を育てる教育の充実であります。子どもたちが明るい未来を描き、主体的に生きるための資質と能力を育むために、『「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育』、『「こ・幼・保・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育』、『多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にしたい教育』を推進してまいります。

そのために、「確かな学力の育成」につきましては、「個を活かす協働的な学び」の実現と「個に応じたきめ細かな指導」の充実のために、幼稚園及び小中学校において、必要な各種支援員等を継続配置してまいります。また、GIGA スクール構想により整備したネットワーク環境や 1 人 1 台パソコンを活用し、子どもたち一人一人に個別最適化した、資質や能力がより一層着実に育成できる教育を実現できるよう取り組んでまいります。

その取組の実現に向けて、多度津中学校及び多度津小学校を指定校に令和 6 年度から国のリーディングDXスクール事業を受託し、令和 7 年度は更に、「より良い教育環境の創造」と「学びと校務の一層の改革」を目指して、県教育委員会から全小中学校を対象に「香川県 NEXT GIGA 研究委託事業」を受託し、研究を行ってまいりました。令和 8 年度においても、未来社会を生き抜く子どもたちが必要な力を育むために、町内の小中学校で引き続き実施してまいります。

「豊かな心を育て、健康な心と体を育む取組」につきましては、こ・幼・保・小・中の発達の段階や学びの連続性を捉えた教育を推進するとともに、各種副読本などの教材を活用することによって「ふるさとを愛する心」など、道徳心を醸成してまいります。また、自他の命を大切にする健康教育を推進するとともに、さらに、令和 6 年度に設置した多度津町部活動地域展開検討協議会において、子どもたちを中心に考えた中学校における部活動の在り方を検討し続けたいと考えています。

「学校施設・設備の整備と教育環境の整備」につきましては、令和 7 年度、災害時には避難所となる多度津中学校体育館への空調設備設置事業が完成しました。また、令和 2 年度に整備した 1 人 1 台端末が更新時期となっており、令和 8 年度に県内複数の市町が参加する共同調達での整備を予定しています。現在の端末においては、バッテリーの寿命等の問題もあることから、少しでも早期に整備できるよう努め、ICT をより活用できる設備の整備を推進するとともに、様々な教育課題に対応できる人材を配置することにより教育環境の整備に努めてまいります。

「今後の本町の幼稚園・学校教育のあり方」につきましては、保育・教育の充実、質的向上のため、幼稚園の適正規模・適正配置の推進は、必要な事業であると考えておりますので、関係各課で諸課題について協議し、事業の実施に向けて計画的に進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、少年育成センターを中心に補導員と連携し、定期的な補導活動を行い、青少年の非行や不良行為等の早期発見や健全な社会環境づくり、心身ともに健全な青少年の育成活動の推進に努めてまいります。

また、小学校の児童と地域や高齢者の方々との異世代・異年齢間での共同生活・交流活動である「わんぱく寺子屋」を実施し、子どもと大人が互いに学び合い、知識や経験を伝えることで心身ともにたくましく、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。児童・生徒の地域間交流体験活動につきましては、スポーツ少年団や子ども会による富山県南砺市福野地区との交流事業を実施し、地域の体験活動やスポーツを通じて互いの友好を深めてまいりました。引き続き心豊かな子どもの育成を図り、異なる文化や学校生活を離れた様々な地域や人との交流を推進してまいります。

また、放課後の子どもの居場所づくりとして、各小学校区で実施しております「放課後子供教室」につきましては、令和 7 年度も夏休み等の長期休業中に、公民館等で教室を開催し、参加した児童に魅力ある体験活動を提供してまいりました。令和 8 年度以降も、教室の充実を図りながら、各小学校区で実施できるよう努めてまいります。

さらに、「二十歳のつどい」につきましては、二十歳の方の有志でプロジェクトチームを組織し、行政と連携することで参加者の気持ちに寄り添った企画・運営を行えるようにしております。本町の未来を担う二十歳の方々にとって「二十歳のつどい」が、これまで育ててくれた地域への感謝を胸に、未来への決意を新たに、大人としての自覚を高め、思い出に残る式典となるように、工夫して取り組んでまいります。

次に誰もが健やかにいきいきと暮らせる環境づくりであります。新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザをはじめとする様々な感染症から身を守るために、町民の皆様に感染症予防対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、手指消毒の励行など基本的な対策の徹底を呼びかけながら、安全に安心して生活が送れるよう努めてまいります。

また、令和 8 年度を初年度とする「多度津町第 3 次健康増進計画・第 3 次食育推進計画」に基づき、町民・地域・関係団体等の健康づくりの気運を醸成するとともに町民一人一人が生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、「健康寿命の延伸」、「健康格差の縮小」を基本に、誰一人取り残さない健康づくりと食育の推進に取り組んでまいります。

さらに、がん検診受診率向上対策につきましても、引き続き、脳ドック及び人間ドック、施設検診、休日検診など、関係機関との連携やがん検診等の精度管理を強化し、徹底した感染症拡大防止対策を講じながら、安心して受診できる環境や体制整備に努めてまい

ります。

福祉医療につきましては、子育て世帯やひとり親世帯、障害者等に対する医療費助成の現物給付化により利用者の利便性が向上したところであり、今後とも経済的支援が一層効果的なものとなるように、事業を継続してまいります。

離島医療の拠点である国民健康保険直営診療所の運営につきましては、住民の皆様が健康で安心して暮らせるよう、医師・看護師の確保と医療機器・医薬材料の維持管理に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率と特定保健指導の実施率の向上に努め、生活習慣病等の重症化予防に取り組んでまいります。また、マイナ保険証の医療機関等での利用について、周知に努めてまいります。

介護保険につきましては、令和 8 年度に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを行うこととしており、住民ニーズに沿った次期計画を策定することにより、制度の適正な運営と介護予防・認知症予防に一層取り組んでまいります。

後期高齢者医療につきましては、高齢者を対象とした健康教室・健康相談の実施や健診の実施などにより、高齢者の介護予防と健康の維持・向上に取り組んでまいります。

国民年金につきましては、日本年金機構と連携し、住民の皆様に対する広報・啓発の推進や年金相談の充実を図ることで、加入促進・無年金者の解消に努めてまいります。

「第 2 次多度津町地域福祉計画・自殺対策計画及び成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画」につきましては、「みんなでつくろう！～ふれあい、助け合い、支え合えるまち～」を基本理念に掲げ、生きがいや交流活動、仕事等に持てる力を十分発揮できるような環境づくりに向け、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と協力連携を図り、地域福祉の向上に取り組むことで、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

ひきこもり支援につきましては、当事者やご家族を支援し、理解促進のための広報啓発を継続的に実施するため、町内の関係機関で構成する「多度津町ひきこもりサポート会議」を設置し、令和 3 年 12 月には、民間委託による相談窓口を開設しております。さらに、講演会を開催することで、ひきこもりに対する正しい知識の普及啓発を行うことができたものと考えております。また、関係機関による実務者会を定期的で開催することで、各機関との積極的な情報共有による横のつながりを強化しております。今後とも当該取組を継続していくことにより、支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者に寄り添った相談体制の一層の拡充を図ってまいります。

障害者福祉の充実につきましては、「第 5 次多度津町障害者基本計画・第 7 次多度津町障害福祉計画・第 3 次多度津町障害児福祉計画」に基づき「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまち たどつ」を目指し、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を引き続き推進してまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、介護予防の一環として、老人クラブや高齢者の居場

所づくりなどの自主的な活動に対する支援や外出機会の確保のための高齢者福祉タクシー利用券交付などを引き続き行います。また、在宅生活支援、虐待防止・権利擁護、認知症対策など、高齢者の皆様が住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らせるよう、様々な角度からサポートしてまいります。

次に生涯学習社会の形成であります。生涯学習の推進につきましては、引き続き地域交流センターや公民館を有効に活用し、町民の皆様が生涯にわたり学びを深め、学習活動を継続できるよう、活動の支援や公民館講座等の情報提供、活動の場の提供を行ってまいります。また、図書館活動につきましては、ボランティアによる読み聞かせを実施するなど誰もが安心して快適に学習できる環境の維持・充実に努めてまいります。さらに、生涯学習に関する各種推進計画の見直しにつきましても、引き続き協議・検討を続けてまいります。

スポーツの振興につきましては、体育協会やスポーツ少年団の活動を引き続き支援するとともに総合スポーツセンターやさくらプールで開催している各種教室等を通じて、スポーツに参加する機会の創出及び健康の維持・増進のきっかけづくりに努めてまいります。また、地域密着型プロスポーツチームとの交流事業やホームタウンデーの開催を通じて、子どもたちがトップアスリートを夢見て競技や練習に取り組むことができるスポーツ環境の整備を進めてまいります。

社会教育施設につきましては、老朽化が進んでいることから、計画的に修繕・改修を行い、利用者の皆様が安心してご利用して頂けるよう、引き続き努めてまいります。なお、総合スポーツセンターの第一体育館につきましては、建設から約 45 年が経過し、老朽化が著しいことから、利用者の皆様の安全を最優先に考え、令和 7 年度から第一体育館の利用を停止し、当分の間、休館することと致しております。利用者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、社会体育の振興を図るため、第一体育館を含むスポーツ施設の今後のあり方についても検討を行いながら、幅広いご理解とご協力が得られるよう、丁寧に説明を重ねてまいります。

基本政策の 2 点目は、「安全・安心に暮らせる自然と調和したまちづくり」であります。まず、安全で快適な都市空間の形成であります。多くの地方都市で問題が顕在化している市街地のスポンジ化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、「多度津町都市計画マスタープラン」や JR 多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る「立地適正化計画」に基づき、旧役場庁舎や旧総合福祉センターなどの跡地利用の検討を進め、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。

道路・交通ネットワークの整備と致しましては、令和 4 年 3 月に暫定 2 車線で供用されました県道丸亀詫間豊浜線（西白方工区）さぬき浜街道の 4 車線化の早期整備及び県道多度津丸亀線のさぬき浜街道までの未整備区間の早期完成に向け、引き続き、県に対して働きかけを行ってまいります。

町道整備につきましては、舗装路面性状調査結果の整備計画に基づき、計画的に主要町道の道路拡張や歩道整備を行い、歩行者の安全確保と快適な歩行空間の創出を図ってまいります。また、老朽化している道路照明につきましては、LED 照明に更新し、道路脱炭素化を推進するとともに夜間の交通安全の向上及び節電対策を推進してまいります。

さらに、都市計画道路の一般県道部の整備促進や、町道部になります町道 277 号線の未整備区間等についても防災上の観点から広域道路整備として県に要望してまいります。

公共交通の利便性向上と利用促進につきましては、令和 6 年度に開催した住民主体のワークショップ「自分ごと化会議」からの提案を受け、令和 7 年 10 月より AI デマンド型交通（たどつ mobi）の実証実験を開始いたしました。令和 8 年度も切れ目なく実証実験を継続する中で、運行形態の一部改善等を図りながら、本町の実情に即した地域交通の構築に向け、長期的な視点で取組を進めてまいります。

また、離島航路につきましては、多度津～佐柳航路における安全・安心な航路の確保・維持に継続して取り組むとともに、「島しょ部航路運賃助成事業」を実施してまいります。

さらに、高見島・佐柳島の魅力を町内外に伝えるため、高松市や東京都などで開催予定の PR イベントにも積極的に参加するなど、より一層の島の活性化に取り組んでまいります。交通安全対策につきましては、町内での高齢者の交通事故が後を絶たない状況にあるため、引き続き、高齢者の交通事故抑止につながるよう、高齢者運転免許証自主返納支援事業や交通安全教育等を推進してまいります。

また、道路交通法の改正により令和 8 年 4 月から 16 歳以上が対象の自転車等走行時に対する交通反則通告制度の適用が開始され、自転車をはじめとする軽車両の違反行為に対する罰則が強化されました。今後とも、関係機関・団体等と連携し、交通安全に関する広報・啓発活動を行い、町民の皆様の交通ルールの遵守や交通マナーの向上等の交通安全意識の醸成を図ってまいります。

平成 30 年度から令和 5 年度にかけて整備を進めてきました「多度津駅前広場」につきましては、令和 6 年 4 月に開場致しました。令和 7 年度については、令和 6 年度から引き続き実施されたイベントの利用や、新たな団体にも利用いただきました。今後もそれらのイベントでの利用はもとより、多くの町内外の皆様が多目的に利用でき、多世代が交流できる広場を目指してまいります。また、令和 7 年度に堀江公園において対象年齢の異なる複合遊具 2 基の整備を行いました。令和 8 年度も園内の環境整備を進め、魅力あふれる公園づくりを進めてまいります。その他の都市公園につきましても、本町での余暇や憩いの場として機能し続けるように施設整備を進めてまいります。

緑地や水辺につきましても、秩序ある市街地の形成や地域コミュニケーションの場として重要な役割を担えるよう、住民ボランティアのご協力を得ながら適正な維持管理に努めてまいります。

下水道につきましては、供用開始区域内の接続率の向上を図るための啓発活動を継続して行ってまいります。老朽化した施設については、ストックマネジメント計画に基づいた適

切な維持管理をしていくため、計画的に施設の長寿命化や更新工事を進めてまいります。また、令和 6 年度から地方公営企業法を適用したことにより、経営の安定化や透明性が確保され、より効率的な事業運営を行うとともに、令和 7 年度改訂作業を進めている経営戦略の精査をした上で適正な使用料の検討を進めてまいります。

雨水処理につきましては、近年の異常な降雨による被害軽減のため、雨水幹線の整備を計画的に進めており、令和 5 年度から継続して、堀江第 2 排水区において雨水幹線の整備を実施しております。令和 8 年度も引き続き、雨水幹線の整備を進めてまいります。

下水道区域外の地域につきましては、生活排水による水質汚濁を防止し、水環境の保全を図るため、引き続き合併処理浄化槽の普及促進について補助制度の充実や広報等による周知に努め、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽への早期転換を促進してまいります。

水防対策についてですが、桜川流域の総合治水対策の検討結果を基に計画的に排水ポンプの新設など浸水対策に取り組んでまいります。引き続き、河川改修の早期完成を県に要望するとともに県と協議しながら桜川排水機場の排水能力の増強も含め、内水排除対策の検討を行ってまいります。

環境に配慮した循環型社会の形成であります。令和元年 6 月に策定した「第 2 次多度津町環境基本計画」に基づき、「町民の参画と協働でつくる、自然と人が共生する美しく暮らしやすいまち たどつ」を目指して、住民・事業者・各種団体と連携・協力して取り組んでまいります。

一般廃棄物の処理につきましては、「多度津町ごみ処理基本計画」に基づき民間委託を推進することにより、ごみ処理業務の一層の効率化を図ってまいります。併せて、ごみの発生抑制・再使用・再生利用による 3R 運動を推進し、リサイクル率の向上及びごみの減量化に向け取り組んでまいります。また、プラスチックごみの発生抑制や食品ロスの削減などの課題にも適切に対応し、持続可能な社会の構築に向けて、着実に施策を進めてまいります。

人と動物との共生に関しましては、野良犬や野良猫への対策として、犬や猫の望まれない繁殖を防ぐための不妊・去勢手術費用助成を引き続き実施してまいります。加えて、野良猫の繁殖が地域の問題となっている現状を踏まえ、地域住民の理解と合意を前提に、不妊・去勢手術を行い、地域で協力して管理する「地域猫活動」に取り組む団体への助成も継続し、人と動物が調和して共生できる社会の実現を目指してまいります。

次に安心して暮らせる環境の整備であります。防災体制の整備につきましては、近年の気候変動による大型台風の発生や突然の集中豪雨等の大雨による土砂災害、浸水等の水害など自然災害の激甚化や今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、より一層、防災訓練や防災研修を実施し、地域防災力の向上を推進してまいります。今後とも最新の災害想定に合わせてハザードマップ等を適宜更新し、町民の皆様へ周知・啓発することにより防災意識の醸成を図ってまいります。

また、防災講演会などによる啓発を通して自主防災組織の育成と拡充を図るとともに企業や各種団体と災害時の応援協定を締結するなど官民が一体となって総合的な地域防災力を強化した「災害に強いまち」を目指してまいります。

さらに、令和 3 年度改正された災害対策基本法に基づく避難情報の変更については、ホームページへの掲載やハザードマップを全戸配付することにより町民の皆様へ周知しておりますが、引き続き広報等により啓発するとともに、災害発生時には避難情報等が町民の皆様へ伝わるよう、防災行政無線や緊急速報メールなどを効果的・有効的に活用してまいります。

指定避難所につきましても、備蓄品の適切な管理と生活環境の向上に向け、計画的な整備を実施してまいります。

消防体制の強化につきましては、昨年 3 月に南海トラフ巨大地震の被害想定が見直され、耐震化の重要性や避難行動の徹底、備蓄の確保など、備えの必要性が改めて示されたことを踏まえ、「自助・共助・公助」を基本として、地域防災の中核を担う消防団と自主防災組織との連携強化を推進してまいります。併せて、組織訓練や安全管理体制の強化を計画的に取り組み、消防技術の向上と人材の育成・確保に努めてまいります。

また、女性防火クラブ及び少年消防クラブと連携協力し、「住宅用火災警報器」をはじめとする防災・防火の普及啓発を継続するとともに地域団体や事業所への消防訓練指導、講習会を通じて住民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の強化に取り組んでまいります。さらに、消防資機材・設備や消防水利については、適切な整備と有効活用を行い、消防体制の充実に努めてまいります。

一方、常備消防の相互応援体制の強化につきましては、平成 26 年 4 月から丸亀市・善通寺市・多度津町で共同運用している「中讃消防指令センター」の 119 番受信・指令システム及び消防無線の全面更新が、令和 8 年 2 月に完了して機能強化が図られました。さらに、令和 7 年 4 月 1 日には、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会」を設置し、令和 9 年 4 月の消防広域化を目標として協議を進め、町民の皆様の安心・安全の確保に向け、強固な消防体制の構築に努めてまいります。

加えて、少子高齢化の進展に伴い需要が増加している救急体制につきましては、島しょ部を含む多様な救急要請に対応できる救急搬送体制の維持・確保を図るとともに「離島救急患者輸送費補助事業」などの支援事業を継続してまいります。さらに、救命講習会を定期的開催し、応急手当の普及を推進するとともに薬剤投与や気管挿管が可能な認定救命士の育成、資格取得後の継続研修を通じて処置拡大に対応してまいります。あわせて、県の認定を受けた指導救命士が、救命処置及び救急活動の指導・教育並びに事後検証を主導することで、救命率の向上と高度な救急体制の整備に努めてまいります。

空き家対策を含む居住環境の整備につきましては、人口減少や高齢化の進行等により管理不十分な空き家が増加していることから、令和 5 年に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」及び「空家等対策計画」に基づき、総合的かつ計画的

に対策を実施してまいります。また、老朽化し危険な空き家対策として「多度津町老朽危険空き家除却支援事業」を引き続き実施してまいります。

住宅の耐震化につきましては、令和 6 年 1 月に発生しました能登半島地震などにより将来発生可能性がある南海トラフ巨大地震に備えるため、「住まいの耐震化無料相談会」や「戸別訪問」の実施等により周知徹底に努めるとともに「多度津町民間住宅耐震対策支援事業」を実施し、住宅の耐震化をより一層促進してまいります。

町営住宅の整備・充実につきましては、「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な維持管理及び用途廃止に伴う解体を行うとともに、長寿命化を図るため、人口減少や少子高齢化を踏まえた必要戸数について、計画的な建替事業を検討してまいります。

年々、被害額が増額している特殊詐欺などの被害防止対策として、特殊詐欺等被害防止キャンペーンを実施し、警察、企業や学校も含めた地域ぐるみで特殊詐欺等被害防止を呼びかけ、住民の皆様が安心して住み続けるまちづくりを目指して啓発活動に努めてまいります。

次に環境に配慮したゼロカーボンシティの実現であります。本町は令和 4 年 3 月に 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティへの挑戦を宣言しており、脱炭素の取組を町民・事業者の皆様とともに進めているところです。

こうした取組の一つとして、電気自動車の普及と利便性向上を図るため、町内の公共施設にEV充電設備の設置を進めてまいりましたが、令和 6 年度に 1 箇所、令和 7 年度に 2 箇所の設置が完了致しました。

また、住宅部門における再生可能エネルギー導入の促進として、住宅用太陽光発電システムの設置補助を継続するとともに身近に取り組める省エネ対策として、緑のカーテン事業など暮らしの中の脱炭素の取組を推進してまいります。

そのほか、猛暑への備えとして実施してきたクーリングシェルターの指定についても町民の皆様への安全・安心の確保を図る観点から、公共施設のみならず、民間施設とも連携し、運用の充実に努めてまいります。

今後とも、町民や事業者の皆様への積極的な情報発信に努め、本町の豊かな自然と特色ある産業・文化を未来の世代に引き継ぐため、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めてまいります。

基本政策の 3 点目は「にぎわいと交流を促進する活気あふれるまちづくり」であります。まず、地域経済・地域産業の活性化であります。農業につきましては、国において「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に食料安全保障の確立、農林水産物の輸出促進、農林水産業のグリーン化、スマート農業の推進など数々の施策を推進するとの方針が示されております。

そのうち水稻につきましては、香川県農業再生協議会で全国の需給見通しや県産米の販売戦略などを踏まえて決定される「生産の目標」に基づいて生産することとなっております。

こうした情勢の変化、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加といった諸問題に対応し、農業・農村を持続的に発展させていくために、関係団体と連携して様々な施策に取り組んでまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、農業振興地域整備計画に基づき、単独県費や単独町費の補助制度に基づく事業を活用し、引き続き、農道や水路等の施設改修を進めるとともに、県営地域ため池総合整備事業により、ため池の整備を図り、農業振興地域内の優良農地保全の促進に努めてまいります。また、農業・農村の持つ多面的機能が継続的に保たれるよう、日本型直接支払制度の定着も引き続き図ってまいります。中でも、多面的機能支払制度に関しましては、令和6年度から既存の活動組織を含む町内全域を対象とした大規模組織を立ち上げ、本町全域での活動に取り組んでおり、制度の活用を積極的に支援してまいります。

農業委員会につきましては、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止及び解消、農業者の新規参入の促進に努め、更なる農地利用の最適化を図ってまいります。農業を支える担い手の育成・確保につきましては、経営所得安定対策の実施や施設整備、機械導入等に係る補助制度の利活用など、引き続き農業法人、認定農業者や新規就農者への支援を実施するとともに、法人化の促進や就農相談の強化を図ってまいります。また、香川県農地機構との連携を強化し、貸し手・借り手に係る情報収集やマッチングを積極的に行い、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。さらに、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、地域計画及び目標地図を随時更新し、農地の活用と地域農業の維持に努めてまいります。

有害鳥獣による被害防止につきましては、多度津高等学校と連携し、イノシシやアライグマなど対象に応じた各種箱わなを製作、運用してまいります。また、丸亀地区・善通寺地区両猟友会と連携して鳥獣被害の調査や捕獲・駆除に努めるとともに効果的な被害防止対策の普及に取り組んでまいります。

水産業については、漁業従事者の高齢化や後継者不足が進む状況に加え、漁獲量の減少、燃料や人件費の高騰など、依然として厳しい状況にあることから、カワウ食害対策事業、カキ等の養殖事業及び稚魚放流事業、海ごみ対策等の漁場環境保全事業への支援・協力、更に「おさかな学習会」等での魚食の普及啓発事業等の活動支援に取り組んでまいります。また、白方漁港につきましては、機能保全計画や長寿命化計画に沿って、効率的な維持・管理に努めてまいります。淡水魚につきましても、養殖や施設改修等、漁業活動の安定化やため池の環境美化活動に対する支援に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価高騰等の影響を受けている町民の皆様、町内の企業や事業者の皆様に対する支援策について、国の臨時交付金の情報を精査し、検討してまいります。併せて、自社や新商品等の広告宣伝及び町内産農水産物を活用した新商品開発に対する補助事業等を通じて、販売力の強化を支援するとともに、香川県よろず支援拠点による経営個別相談会を引き続き開催し、事業者へのきめ細やかな支援を続けてま

います。また、新工場等の設立に対する助成措置による企業誘致や留置の促進を続けてまいります。

さらに、本町での創業を促進するため、引き続き、多度津商工会議所や地元金融機関、県内関係機関と連携しながら、創業希望者への支援や新たな掘り起こしを行い、町内産業の活性化を目指してまいります。

雇用・勤労者対策の充実につきましては、ハローワークと連携して出張ハローワークを引き続き実施するとともに、香川県就職・移住支援センターとの連携による町内企業と求職者のマッチング事業を推進してまいります。また、町内企業を紹介する冊子の配布や、中学校における地元企業PR事業「たどつの企業大集合 in 多中」を通して、若い世代の方が町内企業の魅力を知る機会を設け、将来の地元での就職につながるよう発信を行ってまいります。

次に魅力あふれる観光の振興であります。令和 8 年度も県や各種団体などの関係機関と連携し、既存の観光コンテンツに加え、広域観光の受入れ態勢の整備・強化などを図ってまいります。

また、観光振興団体への支援や、観光情報の発信を引き続き実施するとともに従前から行っております「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」や「空の駅かがわ」、「北前船日本遺産推進協議会」等、県内外の関係機関との連携を図り、広域的な取組による本町への来訪者の増加、交流人口等の拡大に努めてまいります。

次に多様な交流の促進であります。将来にわたる人口減少を少しでも和らげるための移住・定住促進施策として、町内でも増加している空き家の利活用や東京圏からの移住、本町での新婚生活への経済的な支援や若者を対象とした奨学金の返還支援を実施することで若者の流出抑制及び本町への移住定住促進を図ってまいります。また、移住フェアなど都市圏等で行われる各種イベントに出展し、本町での暮らしやその魅力について、積極的なPRを継続してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、令和 6 年度に新たに委嘱した民間連携隊員が、より地域と密着した活動を行えるよう、支援団体及び当該隊員と密に連携しながら、サポートを継続してまいります。

今後とも隊員が地域の方と協力して活動に取り組んでいけるよう、体制づくりを進めるとともに本制度をより積極的に活用し、地域力の維持・強化を図ってまいります。

次に地域資源を活かしたまちづくりであります。文化・芸術の拠点である町民会館「サクラートたどつ」におきましては、様々な文化・芸術鑑賞の機会を積極的に提供してまいります。また、公民館では、地域の方々の学習や交流活動の拠点として地域に根ざした活動を展開し、学習活動の発表の場としての文化祭等を開催して、文化の向上に努めてまいります。

資料館におきましては、地域の歴史等を伝える資料の収集を行うとともに、収蔵資料をいかした様々な分野の企画展を開催し、本町の歴史・伝統・文化の魅力を伝え、その価

値を町内外の方々に再発見いただけるよう働きかけてまいります。また、町指定文化財である「旧合田家住宅」につきましても一般公開や小中学校の郷土学習等の教育活用など多方面な展開を図り、地域愛の醸成や地域活力の向上につなげてまいりたいと考えております。さらに地域に残る貴重な文化財が、地域の方々の手によって大切に保存され、次世代へと受け継がれていくように調査・研究等の支援を行い、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信にも努めてまいります。

基本政策の4点目は「時代のニーズに応える持続可能な協働のまちづくり」であります。まず、コミュニティを軸とした官民協働のまちづくりであります。コミュニティ助成事業等、コミュニティの活性化に係る各種の情報発信に努めてまいります。

また、住民ワークショップやアンケート等を通じて、これまで以上に幅広く住民の皆様のご意見をお聴きするとともに民間企業等ともそれぞれの強みをいかした協働の取組を検討しながら、まちの活性化に取り組んでまいります。

次に多様性を認め、人権を尊重する社会の確立であります。憲法第14条において「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とされております。

本町においても「人権三法」と言われる「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をはじめとする各法令や「第4次多度津町人権尊重に関する総合計画」、「多度津町人権教育・啓発に関する基本指針」に基づき、差別の解消や人権尊重の社会を実現するための取組を推進してまいります。また、令和7年度は、仲多度郡3町が合同で「人権・同和問題に関する意識調査」を実施しました。今後、調査結果の分析を行い、本町における人権擁護上の課題を整理してまいります。なお、人権尊重に関する総合計画及び人権教育・啓発に関する基本方針は、令和8年度中に改訂を行うことになっていきますので、この度の意識調査で明らかとなった本町における課題を踏まえて計画を策定し、課題解決に資する施策を計画に沿って着実に遂行することで、町民の皆様の一人一人の人権が保障されるまちづくりに取り組んでまいります。

また、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現を目指し、令和5年6月に公布された「LGBT理解増進法」の基本理念に沿った啓発に努めてまいります。なお、令和3年度から導入しているパートナーシップ宣誓制度については、昨年10月から転出入時における事務手続の負担軽減や制度の円滑な継続利用を目的として、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入し、性的マイノリティ当事者の利便性向上を図っています。今後も県及び県内市町と連携して、制度を活用できる行政サービスの拡充や更なる利便性の向上に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、令和7年度末に「第3次たどつ男女共同参画プラン」の計画期間が満了となることから、現在、「第4次たどつ男女共同参画プラン」の策定を進めています。令和8年度以降は、新しい計画や「男女共同参画社会基本法」を

はじめとする各法令に基づき、関係自治体や関係団体とも連携して、男女共同参画社会形成に資する施策を推進し、性別、年齢、国籍等の属性に関わらず、誰もが自分らしく生き、自分らしく働けるよう、女性活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、ダイバーシティ推進等に取り組んでまいります。

次に時代の要請に対応した行財政運営であります。限られた財源と人的資源の中で社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応すべく、引き続き「行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」に基づいた行政改革を推進します。

また、町が実施している事業について、それぞれの事業の必要性や費用対効果などを点検・評価することで、事業内容や実施方法等のブラッシュアップにつなげるとともに時代の変化などにより、既にその役割を終えたと考えられるような事業等は縮小・廃止し、より効果的・効率的な行政運営を目指します。

財政運営につきましては、令和 6 年度決算における実質公債費比率は、前年度から 0.1 ポイント減少して 11.9%となりました。また、将来負担比率は、前年度から 21.5 ポイント減少して 147.5%となりました。いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な範囲内ではありますが、全国的に見て高い比率となっておりますので、今後も町債の新規発行額の抑制により数値の改善を図りながら、更なる事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行うことで、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

組織・機構の在り方につきましては、住民サービスの一層の向上や業務の効率化、さらには組織力の強化などを図るため、「多度津町機構改革検討委員会」において、時代に即した効率的で機能的かつ適切な組織・機構の在り方について継続して検討を進めてまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、令和 7 年 6 月に本制度を活用するために内閣府に地域再生計画の認定申請を行ったところ、9 月に認定を受け、寄附の募集を改めて開始しました。令和 8 年度も制度に関する情報を収集し、企業への働きかけなどを積極的に行なってまいります。

広域行政の推進につきましては、丸亀市を中心市として構成される定住自立圏域において、広域的に連携し、スケールメリットをいかした各種取組を実施しております。「第 3 次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン」が最終年度を迎えており、構成市町で連携して新たなビジョンの策定に取り組んでまいります。

以上、私の令和 8 年度の町政に臨む所信を申し上げます。

多度津町には、本町にしかない魅力や特色がございます。その魅力や特色をいかし、人口減少対策としての地方創生事業、少子高齢化対策、南海トラフ地震に対する防災対策、そして財政の健全化の重点施策のほか、多くの課題に取り組み、町民の皆様の幸せの向上のために、私をはじめ全職員が職務に邁進する所存でございます。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、ぜひお力添えを頂き、共に総合計画に掲

げる町の将来像「主役は町民（わたし） 歴史を未来へつなぐまち たどつ」の実現に向けて、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

どうかよろしくお願い致します。

議長（金井 浩三）

これをもって、令和8年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩致します。

会議の再開は10時50分としたいと思います。それでは、休憩して下さい。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第5. 議案第1号、多度津町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

それでは議案第1号、多度津町公共施設等整備基金条例の制定について提案説明をさせていただきます。

議案第1号、多度津町公共施設等整備基金条例の制定について提案説明を申し上げます。

本条例の制定の目的ですが、本町では1960年代から1980年初めにかけて公共施設を整備してきました。

一般的に建築後30年を超える施設は、大規模な改修が必要とされていることから、本町においても老朽化に伴う施設整備等に要する費用の増加が見込まれています。

そのため、教育委員会が所管している学校教育施設及び社会教育施設等については、「多度津町学校教育施設等整備基金」で整備等に係る財源を一定程度は確保していますが、その他の公共施設については、財源の確保が課題となっています。

つきましては、学校教育施設及び社会教育施設等以外の公共施設の整備等に係る財源を確保するため、本条例を制定し、今後想定される公共施設の整備等のための費用に充てることのできるように基金を積み立てようとするものです。

本基金の主な原資については、「款13. 使用料及び手数料」、「項1. 使用料」、「目7. 総務費使用料」のうち、「パーク アンド ライド 駐車場使用料」及び「自動販売機設置敷地貸付料」を、また、「款16. 財産収入」、「項2. 財産売払収入」のうち、「財産売払収入」から、ともに事業にかかる費用を除いた額などを積み立てることとしています。

なお、附則において施行日は、令和8年4月1日と規定しています。

以上、議案第1号、多度津町公共施設等整備基金条例の制定についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第2号、多度津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、山内 君。

健康福祉課長（山内 剛）

議案第2号、多度津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の制定は、これまで試行的事業として行われておりました（こども誰でも通園制度）を乳児等通園支援事業として、令和8年4月から全国的に本格実施されることに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が国から示されたため、本町においても国の基準に基づき、当該事業を安全かつ適正に実施することを目的として整備するものでございます。

1 ページをご覧ください。第1章の第1条から第19条では総則として、この条例の趣旨、乳児等通園支援事業者の共通事項について規定しています。

第1条では、本条例の趣旨について規定しています。

1 ページ下段から2 ページをご覧ください。第2条で最低基準の目的について、第3条で最低基準の向上について、第4条で最低基準と乳児等通園支援事業者について規定しています。

2 ページ下段から3 ページをご覧ください。第5条では乳児等通園支援事業者の一般原則について、第6条では乳児等通園支援事業者と非常災害について規定しています。

3 ページ中段から4 ページをご覧ください。第7条では安全計画の策定等について、第8条では自動車を運行する場合の所在の確認について、第9条では乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件について、第10条では乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等について規定しています。

4 ページ下段から5 ページをご覧ください。第11条では他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について、第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待等の防止について、第14条では衛生管理等について、第15条では食事について規定しています。

6 ページをご覧ください。第16条では、乳児等通園支援事業所内部の規定について、第17条では乳児等通園支援事業所に備える帳簿について、第18条では秘密保持等について

規定しています。

6 ページ下段から 7 ページをご覧ください。第 19 条では苦情への対応について規定しています。

第 2 章第 1 節の第 20 条では、乳児等通園支援事業を一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の 2 つの区分に分類することを規定しています。

一般型乳児等通園支援事業は本事業を行う保育所、認定こども園等で当該事業用に個別の定員を設けて在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う事業で、余裕活用型乳児等通園支援事業は本事業を行う保育所、認定こども園等で、その施設又は事業所の空き定員の枠を活用して受け入れを行う事業であることを規定しています。

7 ページ下段から 11 ページをご覧ください。第 2 節の第 21 条から第 24 条では、一般型乳児等通園支援事業について規定しています。

第 21 条では設備の基準について規定しています。第 22 条では職員について規定しています。

12 ページをご覧ください。第 23 条では乳児等通園支援の内容について、第 24 条では保護者との連絡について規定しています。

第 3 節の第 25 条・第 26 条では、余裕活用型乳児等通園支援事業について規定しています。第 25 条では設備及び職員の基準について規定しています。

12 ページ下段から 13 ページをご覧ください。第 26 条では第 23 条、第 24 条の一般型乳児等通園支援事業の規定を準用することを規定しています。

第 3 章は雑則として第 27 条は電磁的記録の取扱いについて、第 28 条では規則への委任について規定しています。

以上、議案第 2 号について提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 3 号、職員等の旅費に関する条例の全部改正について、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。町長公室長、山下 君。

町長公室長（山下 佐千子）

議案第 3 号、職員等の旅費に関する条例の全部改正について及び議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案説明を申し上げます。

議案第 3 号、職員等の旅費に関する条例の全部改正につきましては、国における国家公務員等の旅費に関する法律の大幅改正に伴い、本町におきましても国の制度との整合性を図るとともに実態に即した運用を可能とするため、職員等の旅費に関する条例の全部を

改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、第 1 条から第 25 条までの条文に沿いまして、見出しと改正点をご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。第 1 条は「目的」。第 2 条は「用語の意義」で、「出張」「赴任」「家族」「遺族」等の定義を整理し、2 ページをご覧ください。併せて町が旅行者等に直接支払う形を想定した「旅行役務提供者」を新たに規定しております。

第 3 条は「旅費の支給」。職員の出張・赴任並びに証人・鑑定人等として旅行する職員以外の者への旅費支給を整理するとともに新規採用による赴任は町長が特に必要と認める場合を除き、旅費を支給しない旨を明確化しております。

3 ページ下段をご覧ください。第 4 条は「出張命令等」。4 ページ下段をお開き下さい。第 5 条は「出張命令等に従わない旅行」。5 ページをご覧ください。第 6 条は「旅費の種目及び内容」で、従前の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料から、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費及び家族移転費に改めております。第 7 条は「旅費の計算」。第 8 条は「旅費の請求手続」。6 ページをお開き下さい。第 9 条は、「鉄道賃」。第 10 条は、「船賃」。7 ページをご覧ください。第 11 条は「航空賃」。第 9 条から第 11 条までの運賃以外の特別料金等につきましては、公務のため特に必要とする場合に限り支給するよう改めております。第 12 条は「その他の交通費」で、第 1 項第 1 号では路線バス等の運賃を。8 ページをお開き下さい。第 2 号ではタクシー等の運賃を、第 3 号ではレンタカー等の賃料を、それぞれ明確化し、同条第 2 項においては公共交通等では目的達成が難しい場合に許可を得て私有自動車を使用するときの費用を、1km 当たり 37 円で算定する取扱いを新たに規定しております。第 13 条は「宿泊費」で、上限付きの実費支給とし、宿泊の基準額は国家公務員等の旅費支給規程に基づき国家公務員に支給される宿泊費を勘案して規則で定めることと規定しております。第 14 条は「包括宿泊費」。9 ページをご覧ください。移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について新たに規定しております。第 15 条は「宿泊手当」で、従前の「日当」が廃止となり、新たに宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として 1 夜当たりの定額を支給するものとして規定を設け、金額は国家公務員等の旅費支給規程を勘案して規則で定めることと規定しております。第 16 条の「転居費」及び第 17 条の「家族移転費」は赴任に伴う本人と家族の移転に要する費用について、それぞれ新たに規定をしております。第 18 条は「退職者等の旅費」。10 ページをお開き下さい。第 19 条は「遺族等の旅費」。第 20 条は「外国旅行の旅費」で、改正前と同じく規定しております。第 21 条は「旅費の支給額の上限」で、各旅費について条例及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を支給することを新たに規定しております。第 22 条は「旅費の調整」。11 ページをご覧ください。第 23 条は「旅費の特例」で、改正前と同じく規定しております。第 24 条は「旅費の返納」で、本条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合の返納手続を明確

化しております。第 25 条は「委任」。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

最後に本改正条例の附則と致しまして、12 ページをお開き下さい。第 1 項として「施行期日」を令和 8 年 4 月 1 日と定め、第 2 項及び第 3 項として「経過措置」、第 4 項として「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」、第 5 項として「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正」、第 6 項として「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正」、第 7 項として「多度津町固定資産評価審査委員会条例の一部改正」、第 8 項として「多度津町消防団条例の一部改正」を本条例の全部改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものでございます。続きまして議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例は新たな管理職である「統括官」を設置することに伴い、統括官の職務における職務の級を定めるために、所要の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。

1 ページをご覧ください。右の欄が改正前、左の欄が改正後でございます。

第 3 条関係の別表第 3 において、改正前、等級が 6 級の基準となる職務は「課長又は主幹の職務」ですが、改正後は「統括官、課長又は主幹の職務」とし、統括官の職務の級につきましては課長及び主幹と同級となるものでございます。

附則と致しまして、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 3 号、職員等の旅費に関する条例の全部改正について及び議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括して提案説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 5 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

それでは議案第 5 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

議案第 5 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正につきまして提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、昨今の物価及び人件費の高騰により委託料及び工事費用が増額傾向にある中で、今後アスファルトの補修工事や区画線の引き直し等が必要となる見込みであるため、維持管理における経費のための財源確保を目的として、多度津町パークアンドラ

イト駐車場の使用料について、改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。使用料等を定める第 13 条では、1 箇月当たりの定期駐車の使用料を「1 台」につき「4,000 円」から「1 区画」につき「5,000 円」に改め、1 日当たりの一時駐車の使用料は、1 台につき「200 円」から「400 円」に改めようとするものです。本条例の附則と致しまして、施行期日として第 1 項で「この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。」と定め、経過措置として第 2 項で「改正後の第 13 条の規定は、一時駐車においてはこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に精算する使用料について適用し、施行日前に精算した使用料については、なお従前の例による。」

第 3 項で「改正後の第 13 条の規定は、定期駐車においては施行日以後に使用許可を受ける使用に係る使用料について適用し、施行日前に使用許可を受けた使用に係る使用料については、その使用期間が施行日以後にわたる場合であっても、なお従前の例による。」

第 4 項で「既納の使用料を返還する場合における返還額については、規則で定めるところにより、使用を全くしない月数に当該使用許可を受けた際に適用された第 13 条に規定する額を乗じて得た額とする。」と定めるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 5 号、多度津町パークアンドライド駐車場条例の一部改正について」の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 6 号、多度津町道路占用条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、柴田 君。

建設課長（柴田 浩志）

議案第 6 号、多度津町道路占用条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、道路法施行令が一部改正されたことにより多度津町道路占用条例の占用料金表について、改正するものでございます。

占用料金表の改定につきましては、道路法施行令で規定されております各種占用物の占用料金が見直されたことに伴い、多度津町道路占用条例においても改正後の内容に則した料金表に改正するものでございます。

それでは新旧対照表により、ご説明致します。

1 ページから 6 ページをご覧ください。新旧対照表の右側が改正前で、左側が改正後でございます。

別表第 1、占用料金表に定める金額を下線部のとおり、それぞれ改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。
以上、議案第6号、多度津町道路占用条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10. 議案第7号、多度津町火入れに関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。産業課長、植松 君。

産業課長（植松 肇）

議案第7号、多度津町火入れに関する条例の一部改正について提案説明を申し上げます。提案説明を致します。

本条例は、森林法第21条第2項の規定に基づき、町内で行われる火入れの許可について定めるものです。

今回の改正は、先般、多度津町火災予防条例の一部が改正され、林野火災の予防を目的とした「火災に関する警報及び林野火災に関する注意報」が規定されたことから、同条例第29条の8及び第29条の9に基づき、当該警報が発令された場合は火入れの中止を、また注意報が発令された場合は、火入れを行わないよう努めなければならない旨を定めた火入れに関する取り扱いを規定するものです。

以上、議案第7号の提案説明を致しました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い致します。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第8号、多度津町火災予防条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備をお願いします。

提案者の提案理由の説明を求めます。消防長、青木 君。

消防長（青木 孝一）

議案第8号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景に従来の浴場などの建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外などのテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加しております。

現行のサウナ設備の基準は、浴場などの建物内に設置することを想定したものとなっているため、屋外などのテントやバレルに設置する、消費熱量が小さい簡易サウナ設備に適用される基準を、定める必要性が生じたことから、可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書を踏まえ、設備等の基準及び維持管理を定め、並びに

大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進を進めるため、消防庁次長から令和7年11月12日付け、消防予第444号の通知を受け、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号。）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号。）」が令和7年11月12日に公布されました。

これに伴い、火災予防条例（例）についても所要の改正通知を同日受けたことにより、多度津町火災予防条例の一部を改正の上、条文を整備しようとするものであります。

それでは、新旧対象表を用いて、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正箇所であり、左側が改正後、右側が改正前となっております。

タブレットの2ページ下段から3ページをご覧ください。第7条の2を第7条の3とし、同条の見出し、同条第1項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）に改め、同条の前に第7条の2として次の一条を加えます。

タブレットの1ページ中段から2ページをご覧ください。新設見出し（簡易サウナ設備）とし、新条例第7条の2第1項関係についてはテント型サウナ室又はバレル型サウナ室、いわゆる円筒形の木製のサウナ室に設ける放熱設備は、屋外その他の直接外気に接する場所に設けることと、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備とします。

同条同項第1号と第2号関係については対象火気設備や対象火気器具などの離隔距離について、簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されていればよいこととし、設備の温度については、簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとされました。

ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代替することができることとされました。

タブレットの2ページ下段をご覧ください。第7条の2第2項関係の管理基準については第3条及び第5条第1項を準用することとされ、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に維持管理をすることや省令第12条第1号において火気設備は容易に転倒しないものとするのが求められ、特にテント型サウナは軽量であることから適切な転倒防止措置が確保されるよう留意することとなります。

さらに、薪の投入量にあつては、取扱説明書に記載の量を遵守する等、取扱説明書に従

って、適切な方法で使用することや強風時には使用しないことを徹底することが必要であるとされました。

タブレットの 3 ページ中段をご覧ください。第 29 条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改め、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進が明記されました。

タブレットの 4 ページをご覧ください。第 44 条関係については同条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同項の前に同条第 6 の 2 号を加え簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）とし、簡易サウナ設備について相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるものを除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとなります。

附則として、この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行します。

以上、議案第 8 号、多度津町火災予防条例の一部改正について提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12. 議案第 9 号、令和 7 年度多度津町一般会計補正予算（第 8 号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第 9 号、令和 7 年度多度津町一般会計補正予算（第 8 号）について提案説明を申し上げます。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 107 億 6,730 万円から歳入歳出それぞれ 3 億 9,260 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 103 億 7,470 万円とするものです。

第 2 条は、繰越明許費で、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しして使用する経費を定めるものです。

6 ページをお開き下さい。「第 2 表 繰越明許費」に記載してありますように款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、多度津町 AI デマンド型交通実証実験「たどつ mobi」車両購入事業 401 万円及び多度津町鉄道駅総合改善事業費補助金 8,955 万円、項 2. 徴税費、固定資産税関連システム改修事業 358 万 6 千円、項 3. 戸籍住民基本台帳費、戸籍附票関連システム改修事業 338 万 8 千円及び中讃広域行政事務組合負担金（住基システム）42 万 9 千円、款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、予防接種健康被害救済給付事業 4,453 万 5 千円、項 3. 上水道費一般会計出資金 1,490 万円、款 6. 農林水産業費、項 1. 農業費県営水利施設等保全高度化事業負担金 623 万 5 千円、団体営防災重点農業用ため池緊急整備事業 900 万円、県営ため池等整備事業負担金 1,200 万円及び地籍調査事業 502 万円、項 3. 水

産業費、カキ種苗購入支援事業費 1,860 万 4 千円、款 7. 商工費、項 1. 商工費、物価高騰対応商品券配布事業 2 億 3,450 万円、7 ページを開き下さい。款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費、県営道路橋梁整備負担金 799 万 9 千円、橋梁長寿命化修繕事業 8,000 万円及び道路新設拡張事業 375 万 4 千円、項 3. 河川費、県営桃山地区急傾斜崩壊対策事業負担金 140 万円、項 4. 港湾費、県営西白方海岸海岸保全事業負担金 15 万円、県営東白方海岸海岸改修事業負担金 22 万 7 千円、県営港湾施設改良費統合補助事業負担金 142 万 8 千円及び高見島港湾施設照明灯設置事業 150 万円、項 6. 都市計画費、堀江公園外灯更新事業 330 万円、款 9. 消防費、項 1. 消防費、水道法第 24 条に基づく消火栓負担金 120 万円、多度津町避難所生活環境整備事業 1,103 万 6 千円、款 10. 教育費、項 2. 小学校費、白方小学校体育館 LED 化事業 706 万 2 千円について、それぞれ翌年度へ繰越を行うものです。第 3 条は債務負担行為で、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額を定めるものです。

8 ページをお開き下さい。「第 3 表 債務負担行為の補正」に記載してありますように「多度津町都市公園指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 240 万円を「多度津町立明德会図書館指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 710 万円を「多度津町立資料館指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 130 万円を「多度津町民会館指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 1,480 万円を「多度津町総合スポーツセンター指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 50 万円を「多度津町立水泳プール指定管理料」について、令和 7 年度から令和 8 年度までの期間において 1,190 万円をそれぞれ限度額として、債務負担行為を定めるものです。第 4 条は、地方債の補正です。

9 ページをお開き下さい。「第 4 表 地方債の補正」に記載してありますように社会福祉施設整備事業債を 430 万円に、上水道事業債を 1,910 万円に、道路整備事業債を 7,900 万円に、河川整備事業債を 3,320 万円に、港湾整備事業債を 440 万円に、公園整備事業債を 1,600 万円に、農業施設整備事業債を 2,060 万円に、それぞれ補正するものです。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正は民生費、消防費及び公債費、減額補正は総務費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費などとなっています。歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、繰越金、減額補正の主なものは、国庫支出金、寄附金、繰入金、諸収入などとなっています。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により説明申し上げます。

42 ページをお開き下さい。款 1. 議会費は 233 万 1 千円の減額補正により 1 億 838 万 9 千円に改めるもので、項 1. 議会費、目 1. 議会費の減額です。

44 ページをお開き下さい。款 2. 総務費は 2 億 1,615 万 9 千円の減額補正により、16 億 7,265 万 7 千円に改めるもので、項 1. 総務管理費は 2 億 419 万 8 千円の減額で、内訳と

し ては目 1. 一般管理費 1,644 万円、目 2. 文書広報費 155 万 4 千円、目 5. 財産管理費 3 千円、目 6. 企画費 2 億 619 万 9 千円、46 ページをお開き下さい。目 9. 地方振興費 83 万 2 千円、48 ページをお開き下さい。目 10. 交通安全対策費 32 万 4 千円をそれぞれ減額、目 12. 行政施策費 2,115 万 4 千円を増額するものです。項 2. 徴税費は 443 万 9 千円の減額で、内訳としては目 1. 税務総務費 212 万 5 千円、目 2. 賦課徴収費 231 万 4 千円をそれぞれ減額するものです。項 3. 戸籍住民基本台帳費は目 1. 戸籍住民基本台帳費 11 万 6 千円の減額です。

50 ページをお開き下さい。項 4. 選挙費は目 3. 選挙費 324 万 5 千円の減額です。項 5. 統計調査費は 422 万 6 千円の減額で、内訳としては目 1. 統計調査総務費 21 万円、目 2. 受託統計調査費 401 万 6 千円をそれぞれ減額するものです。項 6. 監査委員費は、52 ページをお開き下さい。目 1. 監査委員費 6 万 5 千円を増額するものです。

54 ページをお開き下さい。款 3. 民生費は 3,262 万 9 千円の増額補正により 35 億 644 万 6 千円に改めるもので、項 1. 社会福祉費は 726 万 4 千円の増額で、内訳としては目 1. 社会福祉総務費 1,975 万 4 千円を増額、目 2. 国民年金費 6 万 2 千円、目 3. 老人福祉費 1,672 万 3 千円、56 ページをお開き下さい。目 6. 社会福祉施設事業費 470 万 1 千円をそれぞれ減額、目 7. 障害者福祉費 899 万 6 千円を増額するものです。項 2. 児童福祉費 2,536 万 5 千円の増額で、内訳としては目 1. 児童福祉費 2,175 万円を減額、58 ページをお開き下さい。目 2. 児童保育費 4,714 万円を増額、目 3. 母子福祉費 2 万 5 千円を減額するものです。60 ページをお開き下さい。款 4. 衛生費は 4,679 万 5 千円の減額補正により 8 億 4,722 万 8 千円に改めるもので、項 1. 保健衛生費は 4,548 万円の減額で、内訳としては目 1. 保健衛生総務費 31 万 6 千円の増額、目 2. 予防費 3,578 万 4 千円、目 3. 環境衛生費 76 万 3 千円、目 4. 火葬場費 225 万 2 千円、目 5. 環境保全費 699 万 7 千円をそれぞれ減額するものです。62 ページをお開き下さい。項 2. 清掃費は 131 万 5 千円の減額で、内訳としては目 1. 清掃総務費 18 万 9 千円、目 2. し尿処理費 91 万 2 千円、目 3. じん芥処理費 21 万 4 千円をそれぞれ減額するものです。項 3. 上水道費は財源内訳の変更及び科目の組み替えです。64 ページをお開き下さい。款 6. 農林水産業費は 7,839 万 4 千円の減額補正により 2 億 4,417 万 7 千円に改めるもので、項 1. 農業費は 9,689 万 5 千円の減額で、内訳としては、目 1. 農業委員会費 118 万 7 千円、目 2. 農業総務費 131 万 8 千円、目 3. 農業振興費 516 万 9 千円、目 4. 農地費 939 万 2 千円、目 5. 地籍調査費 7,982 万 9 千円のそれぞれ減額です。66 ページをお開き下さい。項 3. 水産業費は 1,850 万 1 千円の増額で、内訳としては目 1. 水産業振興費 1,866 万円の増額、目 2. 漁港建設費 15 万 9 千円の減額です。68 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 161 万 4 千円の減額補正により 3 億 5,864 万円に改めるもので、項 1. 商工費 161 万 4 千円の減額で、内訳としては目 1. 商工総務費 137 万 7 千円の減額、目 2. 商工振興費は財源内訳の変更、目 3. 観光費 23 万 7 千円の減額です。70 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 6,571 万円の減額補正により 9 億 1,043 万 5 千円に改めるもので、項 1. 土木管理費は目 1. 土木総務費 132 万円の減額

です。項 2. 道路橋梁費は 2,968 万 8 千円の減額で、内訳としては目 1. 道路橋梁総務費 100 万円の減額、目 2. 道路維持修繕費は財源内訳の変更、目 3. 道路新設改良舗装費 2,868 万 8 千円の減額です。項 3. 河川費は 1,362 万 9 千円の減額で、内訳としては目 1. 河川総務費 115 万 8 千円の減額、目 2. 河川改良費は財源内訳の変更、目 3. 施設管理費 1,247 万 1 千円の減額です。項 4. 港湾費は目 2. 港湾建設費 1,164 万 4 千円の減額です。72 ページをお開き下さい。項 5. 住宅費は目 1. 住宅管理費 120 万 4 千円の減額です。項 6. 都市計画費は 822 万 5 千円の減額で、内訳としては目 1. 都市計画管理費 435 万 4 千円の減額、目 3. 緑化推進費は財源内訳の変更、目 4. 公園事業費 387 万 1 千円の減額です。74 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 632 万 3 千円の増額補正により 4 億 2,568 万 7 千円に改めるもので、項 1. 消防費 632 万 3 千円の減額で、内訳としては目 1. 常備消防費 102 万 4 千円、目 2. 非常備消防費 199 万 3 千円、76 ページをお開き下さい。目 3. 消防設備費 17 万 9 千円のそれぞれ減額、目 4. 防災費 963 万 6 千円の増額、目 5. 水難救済会費 11 万 7 千円の減額です。

78 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 2,094 万 3 千円の減額補正により 12 億 6,745 万 3 千円に改めるもので、項 1. 教育総務費は 506 万 7 千円の減額で、内訳としては目 1. 教育委員会費 21 万 9 千円、目 2. 事務局費 484 万 8 千円のそれぞれ減額です。項 2. 小学校費は 137 万 9 千円の減額で目 1. 学校管理費 83 万 3 千円、目 2. 教育振興費 50 万円、目 3. 学校建設費 4 万 6 千円のそれぞれ減額です。項 3. 中学校費は 423 万 7 千円の減額で、内訳としては目 1. 学校管理費 235 万 1 千円、80 ページをお開き下さい。目 2. 教育振興費 22 万 1 千円、目 3. 学校建設費 166 万 5 千円のそれぞれ減額です。項 4. 幼稚園費は目 1. 幼稚園費 492 万 8 千円の減額です。項 5. 社会教育費は 515 万 3 千円の減額で、内訳としては目 1. 社会教育総務費 515 万 3 千円の減額、目 2. 公民館費、目 3. 図書館費は、それぞれ財源内訳の変更です。項 6. 保健体育費は 82 ページをお開き下さい。目 2. 学校給食費 17 万 9 千円の減額です。84 ページをお開き下さい。款 12. 公債費は 39 万 4 千円の増額補正により 9 億 9,871 万 7 千円に改めるもので、項 1. 公債費 39 万 4 千円の増額で、内訳としては目 1. 長期債償還元金は財源内訳の変更、目 2. 利子 39 万 4 千円の増額です。

続いて、歳入について説明申し上げます。

16 ページをお開き下さい。款 7. 地方消費税交付金は 1,500 万円の減額補正により 6 億 1 千万円に改めるもので、項 1. 地方消費税交付金、目 1. 地方消費税交付金の減額です。

18 ページをお開き下さい。款 9. 地方特例交付金は 137 万 6 千円の増額補正により 1,637 万 6 千円に改めるもので、項 1. 地方特例交付金、目 1. 地方特例交付金の増額です。

20 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は 2 億 8,314 万 4 千円の増額補正により 24 億 468 万 2 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額です。

22 ページをお開き下さい。款 12. 分担金及び負担金は 78 万円の減額補正により 3,346 万 4 千円に改めるもので、項 1. 分担金、目 1. 農林水産業費分担金の減額です。

24 ページをお開き下さい。款 13. 使用料及び手数料は 210 万 6 千円の減額補正により 1 億

3,588万7千円に改めるものです。項1. 使用料は23万5千円の減額で、内訳としては目1. 民生費使用料3万3千円、目4. 農林水産業費使用料20万2千円のそれぞれ減額です。項2. 手数料は目2. 衛生費手数料187万1千円の減額です。

26 ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は4,904万2千円の減額補正により15億7,024万5千円に改めるもので、項1. 国庫負担金3,221万2千円の減額で内訳としては目1. 民生費国庫負担金800万2千円の増額、目3. 農林水産業費国庫負担金4,021万4千円の減額です。項2. 国庫補助金は1,683万円の減額で、内訳としては目1. 総務費国庫補助金1,861万8千円、目3. 民生費国庫補助金5千円、目4. 土木費国庫補助金179万1千円のそれぞれ減額、目5. 消防費国庫補助金551万7千円の増額、目7. 衛生費国庫補助金193万3千円の減額です。

28 ページをお開き下さい。款15. 県支出金は1,072万5千円の減額補正により7億9,477万2千円に改めるもので、項1. 県負担金1,894万9千円の減額で内訳としては目1. 民生費県負担金62万1千円の増額、目3. 農林水産業費県負担金1,957万円の減額です。項2. 県補助金は992万4千円の増額で、内訳としては目1. 総務費県補助金15万円、目2. 民生費県補助金5千円、目3. 衛生費県補助金18万3千円のそれぞれ減額、目4. 農林水産業費県補助金1,133万1千円の増額、目6. 土木費県補助金78万5千円、目8. 教育費県補助金28万4千円のそれぞれ減額です。項3. 県委託金は目1. 総務費県委託金170万円の減額です。

30 ページをお開き下さい。款16. 財産収入は16万5千円の増額補正により1,467万7千円に改めるもので、項1. 財産運用収入、目2. 利子及び配当金の増額です。

32 ページをお開き下さい。款17. 寄附金は4,752万1千円の減額補正により2億4,711万円の改めるもので、項1. 寄附金、目1. 寄附金の減額です。

34 ページをお開き下さい。款18. 繰入金は5億4,908万1千円の減額補正により3億9,223万5千円に改めるもので、項2. 基金繰入金の減額で、内訳としては目2. 財政調整基金繰入金4億4,905万2千円、目4. 減災基金繰入金1億円、目13. 第3期健やか子ども基金繰入金2万9千円のそれぞれ減額です。

36 ページをお開き下さい。款19. 繰越金は1億3,026万1千円の増額補正により2億8,191万5千円に改めるもので、項1. 繰越金、目1. 繰越金の増額です。

38 ページをお開き下さい。款20. 諸収入は1億799万1千円の減額補正により3億5,454万3千円に改めるもので、項4. 雑入、目4. 雑入の減額です。

40 ページをお開き下さい。款21. 町債は2,530万円の減額補正により2億9,200万円に改めるもので、項1. 町債の減額で、内訳としては目1. 民生債60万円の減額、目2. 衛生債250万円の増額、目3. 土木債1,470万円、目6. 農林水産業債1,250万円のそれぞれ減額です。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額107億6,730万円から3億9,260万円を減額し、103億7,470万円に改めようとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に致します。

会議の再開は、13時にしたいと思います。それでは、休憩して下さい。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時0分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第13. 議案第10号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）、議案第11号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）、議案第12号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）、議案第13号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保健課長（松浦 久美子）

議案第10号から議案第13号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第10号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について、ご説明致します。

国1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額24億5,500万円に歳入歳出それぞれ3,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,480万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、基金積立金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、繰入金の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

国12ページをお開き下さい。款1. 総務費は157万3千円の減額補正により、5,675万7千円に改めようとするものでございます。項1. 総務管理費、目1. 一般管理費を157万3千円減額するものです。款2. 保険給付費は150万1千円の増額補正により、17億5,050万5千円に改めようとするものでございます。出産育児一時金の実績額が増加しているため、項6. 出産育児諸費のうち、目2. 出産育児一時金を150万円、目3. 出産育児一時金支払手数料を1千円それぞれ増額するものです。款6. 保健事業費は5万5千円の減額補正により、3,725万1千円に改めようとするものでございます。項2. 目1. 保健事業費を5万5千円減額するものです。款7. 基金積立金は3,992万7千円の増額補正により、8,880万3千円に改め

ようとするものでございます。項1. 基金積立金、目1. 財政調整基金積立金を3,992万7千円増額するものです。

次に歳入についてご説明致します。

国10ページをお開き下さい。款4. 県支出金は56万4千円の増額補正により17億8,802万9千円に改めようとするものでございます。保険給付費の増額に伴う交付金で項1. 県負担金、目1. 保険給付費等交付金を56万4千円増額するものです。款6. 繰入金は3,923万6千円の増額補正により、2億1,938万7千円に改めようとするものでございます。項1. 他会計繰入金のうち、目1. 一般会計繰入金を816万2千円、目2. 職員給与費等繰入金を3,007万4千円、目3. 出産育児一時金等繰入金を100万円それぞれ増額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ3,980万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,480万円とするものでございます。

次に議案第11号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）についてご説明致します。

直1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額3,290万円から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,270万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、総務費の減額であります。

一方、歳入における主なものは、診療収入の減額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

直12ページをお開き下さい。款1. 総務費は14万3千円の減額補正により、2,627万3千円に改めようとするものでございます。人件費の減額により、項1. 施設管理費、目1. 一般管理費を14万3千円減額するものです。款2. 医業費は5万7千円の減額補正により、329万4千円に改めようとするものでございます。項1. 医療諸費、目2. 医薬材料費を5万7千円減額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

直10ページをお開き下さい。款1. 診療収入は20万円の減額補正により、550万5千円に改めようとするものでございます。項1. 外来収入、目6. 後期高齢者医療診療報酬収入を20万円減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ20万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,270万円とするものでございます。

次に議案第12号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）について、ご説明致します。

介1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額26億830万円から歳入歳出それぞれ2,160万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,670万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは、保険給付費の減額であります。

一方、歳入における主なものは、支払基金交付金の減額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

介14ページをお開き下さい。款1. 総務費は53万8千円の減額補正により、5,600万5千円に改めようとするものでございます。項1. 総務管理費、目1. 一般管理費を37万9千円減額、項3. 介護認定審査会費のうち、目1. 介護認定審査会費を70万6千円減額、目2. 認定調査費を59万6千円増額、項6. 目1. 地域密着型サービス運営委員会費を4万9千円減額するものです。款2. 保険給付費は2,000万円の減額補正により22億2,946万4千円に改めようとするものでございます。項1. 介護サービス等諸費のうち、目1. 居宅介護サービス給付費を1,000万円、介16ページをお開き下さい。目5. 施設介護サービス給付費を400万円それぞれ減額、介18ページをお開き下さい。項2. 介護予防サービス等諸費のうち、目1. 介護予防サービス給付費を200万円、介20ページをお開き下さい。目7. 介護予防サービス計画給付費を150万円それぞれ増額、項3. その他諸費、目1. 審査支払手数料を50万円増額、介22ページをお開き下さい。項7. 特定入所者介護サービス等費、目1. 特定入所者介護サービス費を1,000万円減額するものです。

介24ページをお開き下さい。款5. 地域支援事業費は106万2千円の減額補正により、1億4,766万7千円に改めようとするものでございます。項1. 介護予防・日常生活支援総合事業、目3. 介護予防・生活支援サービス事業費を25万円減額、介26ページをお開き下さい。項2. 目1. 包括的支援事業・任意事業費を81万2千円減額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

介10ページをお開き下さい。款3. 国庫支出金は27万8千円の増額補正により、5億6,057万1千円に改めようとするものでございます。項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金を1,422万6千円増額、項2. 国庫補助金のうち目1. 調整交付金を267万7千円、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を816万円、目3. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を380万4千円それぞれ減額、介護報酬改定等におけるシステム改修事業に伴い、目4. その他補助金を44万5千円増額、目6. 保険者機能強化推進交付金を4万9千円、目7. 介護保険保険者努力支援交付金を19万9千円それぞれ増額するものです。款4. 支払基金交付金は3,742万6千円の減額補正により、5億9,543万円に改めようとするものでございます。項1. 支払基金交付金のうち、目1. 介護給付費交付金を3,410万8千円、目2. 地域支援事業支援交付金を331万8千円それぞれ減額するものです。款5. 県支出金は908万8千円の増額補正により、3億6,435万6千円に改めようとするものでございます。項1. 県費負担金、目1. 介護給付費負担金を1,313万9千円増額、項2. 県費補助金のうち、目1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）を214万9千円、目2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）を190万2千円それぞれ減額するものです。款8. 繰入金は646万円の増額補正により、3億9,329万7千円に改めようとするものでございます。項1. 一般会計繰入金のうち、目1. 介護給付費繰入金を250万円、目2. 地

域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を2万9千円、目3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）を15万7千円、目4. その他一般会計繰入金を53万8千円、目5. 低所得者保険料軽減繰入金を70万1千円それぞれ減額、介12ページをお開き下さい。項2. 基金繰入金、目1. 介護保険財政調整基金繰入金を1,038万5千円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ2,160万円を減額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億8,670万円に改めようとするものでございます。

次に議案第13号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）についてご説明致します。

後1ページをお開き下さい。今回の補正は、第1条において既定の歳入歳出予算の総額4億8,170万円に歳入歳出それぞれ1,770万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,940万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

一方、歳入における主なものは、保険料の増額であります。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明致します。

後12ページをお開き下さい。款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は1,770万円の増額補正により、4億9,135万3千円に改めようとするものでございます。項1. 目1. 後期高齢者医療広域連合納付金を1,770万円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。

後10ページをお開き下さい。款1. 後期高齢者医療保険料は2,000万円の増額補正により、3億8,171万円に改めようとするものでございます。項1. 後期高齢者医療保険料、目2. 普通徴収保険料を2,000万円増額するものです。款3. 繰入金は230万円の減額補正により、1億1,204万5千円に改めようとするものでございます。項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金を230万円減額するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1,770万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,940円に改めようとするものでございます。

以上、議案第10号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）、議案第11号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第3号）、議案第12号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）及び議案第13号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第3号）の4議案を一括して提案説明をさせて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第14号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、柴田 君。

建設課長（柴田 浩志）

議案第14号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。第2条、収益的収入及び支出の補正は、令和7年度多度津町公共下水道事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益を1,284万9千円減額補正し、7億7,975万4千円に改めるものです。

内訳は、第1項、営業収益を1千円増額し、3億6,927万4千円に、第2項、営業外収益を1,285万円減額し、4億1,048万円に改めるものです。

次に支出につきましては、第1款、下水道事業費用を1,731万5千円減額補正し、7億5,179万6千円に改めるものです。

内訳は第1項、営業費用を1,719万2千円減額し、7億1,819万9千円に、第2項、営業外費用を12万3千円減額し、3,329万7千円に改めるものです。

次に第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条の本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額2億6,323万1千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,349万4千円、過年度分損益勘定留保資金3,623万4千円、当年度分損益勘定留保資金1億9,350万3千円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入につきましては、第1款、資本的収入を1億815万3千円減額補正し、5億833万8千円に改めるものです。

内訳は第1項、企業債を7,780万円減額し、3億8,160万円に第2項、補助金を3,035万3千円減額し、7,994万7千円に改めるものです。

4ページをご覧ください。次に支出につきましては、第1款、資本的支出を1億1,176万5千円減額補正し、7億7,156万9千円に改めるものです。内訳は第1項、建設改良費を1億1,077万3千円減額し、2億1,546万1千円に第2項、企業債償還金を99万2千円減額し、5億5,610万8千円に改めるものです。次に第4条、企業債の補正は予算第5条で定めた起債の限度額を補正するもので、公共下水道事業を7,780万円減額補正し、3億8,160万円に改めるものです。

次に第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、予算第8条で定めた職員給与費の予定額を補正するもので、127万2千円減額補正し、2,949万5千円に改めるものです。また、5ページからは、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令に定められた予算に関する説明書として、7ページから「補正予算（第3号）実施計画」、

9ページに「予定キャッシュ・フロー計算書」、10ページから「給与費明細書」、12ページから「予定貸借対照表」、14ページから「事項別明細書」をそれぞれ添付しております。

以上、議案第14号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第15. 議案第15号、令和8年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

新年度予算につきましては冊子もございますので、見やすい方をご覧ください。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、谷口 君。

総務課長（谷口 賢司）

議案第15号、令和8年度多度津町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

まず、3ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2,500万円とするものです。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

11ページをお開き下さい。「第2表 債務負担行為」に記載してありますように多度津町土地開発公社の借入金等に対する債務保証について、債務負担行為を定めるものです。

再度、3ページをお開き下さい。第3条は、地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものです。

12ページをお開き下さい。「第3表 地方債」に令和8年度に起こす地方債を記載しています。

再度、3ページをお開き下さい。第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額を20億円と定めるものです。

また、第5条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することが出来る場合を定めるものです。

それでは、「一般会計予算書」並びに同予算書末尾にあります「一般会計予算資料」により、説明を申し上げます。

339ページをお開き下さい。

令和8年度の前算総額は102億2,500万円、前年度当初前算総額100億1,800万円に比べ、2億700万円の増額、率では2.1%の増となりました。

続いて340ページをお開き下さい。まず、歳入の科目別構成比について大きいものから順に説明を申し上げます。1位は、町税で31億7,322万1千円、構成比は31.0%、前年度に比

べ3.6%の増、2位は、地方交付税で21億7,000万円、構成比は21.2%、前年度に比べ、6.7%の増、3位は、国庫支出金で11億5,361万4千円、構成比は11.3%、前年度に比べ、4.4%の減、4位は、県支出金で8億6,517万5千円、構成比は8.5%、前年度に比べ、14.7%の増、5位は、繰入金で6億9,903万4千円、構成比は6.8%、前年度に比べ、23.3%の減です。以上が5位までの歳入科目の構成です。

それでは、20ページをお開き下さい。歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1. 町税は前年度より1億964万円の増額、31億7,322万1千円の計上です。項1. 町民税は13億1,560万円、22ページをお開き下さい。項2. 固定資産税は15億1,884万1千円、項3. 軽自動車税は8,938万円、項4. たばこ税は1億8,400万円、項8. 都市計画税は6,540万円です。

26ページをお開き下さい。款2. 地方譲与税は、前年度より33万7千円の増額、5,730万円の計上です。項1. 地方揮発油譲与税は1,100万円、項2. 自動車重量譲与税は4,350万円、項4. 特別とん譲与税は50万円、項5. 森林環境譲与税は230万円です。

28ページをお開き下さい。款3. 利子割交付金は前年度より675万円の増額、810万円の計上です。

30ページをお開き下さい。款4. 配当割交付金は前年度より1,100万円の増額、2,500万円の計上です。

32ページをお開き下さい。款5. 株式等譲渡所得割交付金は前年度より500万円の増額、3,500万円の計上です。

34ページをお開き下さい。款6. 法人事業税交付金は前年度より200万円の増額、5,550万円の計上です。

36ページをお開き下さい。款7. 地方消費税交付金は前年度より3,000万円の増額、6億5,500万円の計上です。

38ページをお開き下さい。款8. 環境性能割交付金は前年度より545万円の減額、5万円の計上です。

40ページをお開き下さい。款9. 地方特例交付金は前年度より900万円の増額、2,400万円の計上です。

42ページをお開き下さい。款10. 地方交付税は前年度より1億3,600万円の増額、21億7,000万円の計上です。

44ページをお開き下さい。款11. 交通安全対策特別交付金は前年度より20万円の減額、170万円の計上です。

46ページをお開き下さい。款12. 分担金及び負担金は前年度より36万7千円の減額、3,387万7千円の計上です。項1. 分担金は130万円、項2. 負担金は3,257万7千円です。

48ページをお開き下さい。款13. 使用料及び手数料は前年度より261万6千円の減額、1億3,326万9千円の計上です。項1. 使用料は6,776万3千円、項2. 手数料は6,550万6千円で

す。

52ページをお開き下さい。款14. 国庫支出金は前年度より5,319万5千円の減額、11億5,361万4千円の計上です。項1. 国庫負担金は9億4,769万1千円、項2. 国庫補助金は2億64万5千円、54ページをお開き下さい。項3. 国庫委託金は527万8千円です。

56ページをお開き下さい。款15. 県支出金は前年度より1億1,118万8千円の増額、8億6,517万5千円の計上です。項1. 県負担金は5億510万7千円、項2. 県補助金は2億8,958万6千円、60ページをお開き下さい。項3. 県委託金は7,048万2千円です。

62ページをお開き下さい。款16. 財産収入は前年度より191万9千円の増額、1,346万5千円の計上です。項1. 財産運用収入は1,346万3千円、項2. 財産売払収入は存目のみです。

64ページをお開き下さい。款17. 寄附金は前年度より66万4千円の増額、2億9,366万5千円の計上です。

66ページをお開き下さい。款18. 繰入金は前年度より2億1,226万8千円の減額、6億9,903万4千円の計上です。項1. 繰入金は存目のみ、項2. 基金繰入金は6億9,903万1千円です。

68ページをお開き下さい。款19. 繰越金は前年度と同額5,000万円の計上です。

70ページをお開き下さい。款20. 諸収入は前年度より9,290万2千円の減額、3億3,963万円の計上です。項1. 延滞金加算金及び過料は290万円、項2. 預金利子は63万5千円、項3. 貸付金元利収入は3,677万4千円、項4. 雑入は2億9,932万1千円です。

74ページをお開き下さい。款21. 町債は前年度より1億5,050万円の増額、4億3,840万円の計上です。

以上が、令和8年度歳入予算です。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

346ページをお開き下さい。性質別分類により説明を申し上げます。義務的経費の合計は48億211万4千円、前年度に比べ4,521万8千円の増、そのうち人件費は19億8,339万8千円、前年度に比べ7,466万9千円の増、扶助費は17億9,471万2千円、前年度に比べ5,596万4千円の減、公債費は10億2,400万4千円、前年度に比べ2,651万3千円の増です。

次に投資的経費は5億9,587万2千円、前年度に比べ1億5,745万5千円の減です。その他経費の合計は48億2,701万4千円、前年度に比べ3億1,923万7千円の増、そのうち物件費は19億1,108万1千円、前年度に比べ1億7,095万3千円の増、補助費等は16億3,636万4千円、前年度に比べ6,501万5千円の減、繰出金は10億3,471万3千円、前年度に比べ1億2,543万6千円の増です。

以上が、主な性質別に見た歳出予算の構成です。

それでは、76ページをお開き下さい。歳出予算について事項別明細書により説明を申し上げます。款1. 議会費は前年度から5万5千円の減額、1億1,029万5千円の計上です。

80ページをお開き下さい。款2. 総務費は前年度から1億2,018万7千円の減額、17億1,813万6千円の計上です。項1. 総務管理費は13億9296万円、96ページをお開き下さい。

項2. 徴税費は1億5,512万7千円、100ページをお開き下さい。項3. 戸籍住民基本台帳費は8,408万8千円、102ページをお開き下さい。項4. 選挙費は6,974万2千円、106ページをお開き下さい。項5. 統計調査費は662万7千円、項6. 監査委員費は959万2千円です。

110ページをお開き下さい。款3. 民生費は前年度から1億457万1千円の増額、32億7,865万1千円の計上です。項1. 社会福祉費は18億7,880万7千円、122ページをお開き下さい。項2. 児童福祉費は13億9,984万4千円です。128ページをお開き下さい。款4. 衛生費は前年度から6,368万3千円の増額、8億6,536万円の計上です。項1. 保健衛生費は3億1,665万9千円、136ページをお開き下さい。項2. 清掃費は4億5,570万1千円、140ページをお開き下さい。項3. 上水道費は9,300万円です。

142ページをお開き下さい。款5. 労働費は前年度から2万5千円の減額、484万3千円の計上です。

144ページをお開き下さい。款6. 農林水産業費は前年度から4,781万6千円の減額、2億7,337万4千円の計上です。項1. 農業費は2億5,557万7千円、150ページをお開き下さい。項2. 林業費は40万6千円、152ページをお開き下さい。項3. 水産業費は1,739万1千円です。

154ページをお開き下さい。款7. 商工費は前年度から2,231万2千円の減額、1億750万3千円の計上です。

160ページをお開き下さい。款8. 土木費は前年度から6,639万1千円の減額、8億8,923万2千円の計上です。項1. 土木管理費は4億6,396万円、項2. 道路橋梁費は2億584万4千円、162ページをお開き下さい。項3. 河川費は5,374万6千円、164ページをお開き下さい。項4. 港湾費は5,277万1千円、項5. 住宅費は5,274万6千円、166ページをお開き下さい。項6. 都市計画費は6,016万5千円です。

170ページをお開き下さい。款9. 消防費は前年度から2億539万8千円の増額、6億248万6千円の計上です。

180ページをお開き下さい。款10. 教育費は前年度から6,362万1千円の増額、13億2,111万3千円の計上です。項1. 教育総務費は2億5,704万6千円、182ページをお開き下さい。項2. 小学校費は1億9,859万5千円、186ページをお開き下さい。項3. 中学校費は9,720万6千円、190ページをお開き下さい。項4. 幼稚園費は1億4,189万1千円、194ページをお開き下さい。項5. 社会教育費は2億2,892万1千円、198ページをお開き下さい。項6. 保健体育費は3億9,745万4千円です。

204ページをお開き下さい。款11. 災害復旧費は存目のみの計上です。

206ページをお開き下さい。款12. 公債費は前年度から2,651万3千円の増額、10億2,400万4千円の計上です。

208ページをお開き下さい。款14. 予備費は前年度と同額3,000万円の計上です。

以上により、令和8年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ102億2500万円とするものです。

なお、その後のページの資料としまして給与費明細書、債務負担行為に係る調書等を掲載しておりますが、これらのうち、地方債の見込に関する調書について説明を申し上げます。

217ページをお開き下さい。地方債現在高の見込みに関する調書の最下段、一番下の合計欄です。前々年度末、すなわち令和6年度末の現在高は135億7,013万7千円、そして前年度末、令和7年度末の現在高見込額が128億2,198万2千円。それに当該年度中増減見込みの欄において令和8年度中の起債見込額が5億1,790万円、元金の償還見込が9億5,445万1千円で、これらを相殺しますと令和8年度末の現在高は、123億8,543万1千円となる見込みです。

以上、議案第15号、令和8年度多度津町一般会計予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16. 議案第16号、令和8年度多度津町特別会計国民健康保険予算、議案第17号、令和8年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算、議案第18号、令和8年度多度津町特別会計介護保険事業予算、議案第19号、令和8年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第16号から議案第19号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第16号、令和8年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてご説明致します。

予算書225ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,720万円とするものでございます。前年度に比べ3,520万円、1.5%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入からご説明致します。

236ページをお開き下さい。款1. 国民健康保険税は、前年度より180万円増額の3億4,620万3千円の計上でございます。内訳としまして項1. 目1. 一般被保険者国民健康保険税3億4,620万円、項2. 目1. 退職被保険者等国民健康保険税3千円でございます。款2. 国庫支出金は5万円の計上でございます。マイナ保

険証の周知のため補助金で項2. 国庫補助金、目10. 国保制度関係業務準備事業費補助金5万円でございます。款4. 県支出金は前年度より451万3千円減額の17億7,295万2千円の計上でございます。内訳としまして項1. 県負担金、目1. 保険給付費等交付金17億7,295万1千円、項3. 目1. 財政安定化基金交付金、存目1千円でございます。款5. 財産収入は前年度より94万3千円増額の95万円の計上でございます。項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金95万円でございます。

238ページをお開き下さい。款6. 繰入金は前年度より3,978万2千円増額の3億125万2千円の計上でございます。内訳としまして項1. 他会計繰入金2億1,747万9千円のうち、目1. 一般会計繰入金1億3,213万円、目2. 職員給与費等繰入金5,664万8千円、目3. 出産育児一時金等繰入金200万円、目4. 財政安定化事業繰入金2,670万円、目5. 直営診療所会計繰入金、存目1千円、項2. 目1. 基金繰入金8,377万3千円でございます。款7. 項1. 目1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款8. 諸収入は前年度より286万2千円減額の579万1千円の計上でございます。内訳としまして項1. 延滞金、加算金及び過料、目1. 延滞金450万円、項2. 保険税督促手数料、目1. 督促手数料10万円、項3. 目1. 預金利子14万円、項5. 雑入105万1千円のうち、目1. 一般被保険者第三者納付金25万円、目3. 一般被保険者返納金50万円、目5. 雑入30万1千円でございます。款9. 町債、項2. 目1. 財政安定化基金貸付金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計24億2,720万円とするものでございます。

次に歳出について、ご説明致します。

240ページをお開き下さい。款1. 総務費は前年度より806万7千円減額の5,251万円の計上でございます。内訳としまして項1. 総務管理費4,300万2千円のうち、目1. 一般管理費3,958万4千円、目2. 国民健康保険団体連合会負担金341万8千円、項2. 目1. 徴税費874万2千円、項3. 目1. 運営協議会費61万6千円、242ページをお開き下さい。項4. 目1. 趣旨普及費15万円でございます。款2. 保険給付費は前年度より140万円減額の17億3,760万4千円の計上でございます。内訳としまして項1. 一般被保険者療養諸費15億750万2千円のうち、目1. 一般被保険者療養給付費15億円、目3. 一般被保険者療養費750万円、目4. 一般被保険者移送費及び目6. 一般被保険者保険外併用療養費は、それぞれ存目1千円、項3. 目1. 審査支払手数料550万円、項4. 一般被保険者高額療養費2億2,040万円のうち、目1. 一般被保険者高額療養費2億2,000万円、目2. 一般被保険者高額介護合算療養費40万円、項6. 出産育児諸費300万2千円のうち目2. 出産育児一時金300万円、244ページをお開き下さい。目3. 出産育児一時金支払手数料2千円、項7. 葬祭諸費、目1. 葬祭費120万円でございます。款3. 国

民健康保険事業費納付金は前年度より4,400万円増額の5億7,200万円の計上でございます。内訳としまして項1.医療給付費分、目1.一般被保険者医療給付費分4億1,000万円、項2.後期高齢者支援金等分、目1.一般被保険者後期高齢者支援金等分1億1千万円、項3.目1.介護納付金分4千万円、項4.子ども・子育て支援納付金分、目1.一般被保険者子ども・子育て支援納付金分1,200万円でございます。款4.項1.共同事業拠出金、目3.その他の共同事業拠出金は存目1千円の計上でございます。款5.項1.246ページをお開き下さい。目1.財政安定化基金拠出金は存目1千円の計上でございます。款6.保健事業費は前年度より222万5千円減額の3,508万1千円の計上でございます。内訳としまして項1.目1.特定健康診査等事業費2,916万1千円、項2.目1.保健事業費592万円でございます。款7.基金積立金は前年度より94万2千円増額の95万円の計上でございます。

248ページをお開き下さい。項1.基金積立金、目1.財政調整基金積立金95万円でございます。款8.公債費、項3.目1.財政安定化基金償還金は存目1千円の計上でございます。款9.諸支出金は前年度より195万円増額の2,855万2千円の計上でございます。内訳としまして項1.償還金及び還付加算金455万1千円のうち、目1.一般被保険者保険税還付金350万円、目2.退職被保険者保険税還付金5万円、目3.償還金100万1千円、項2.繰出金2,400万1千円のうち、目1.直営診療所会計繰出金2,400万円、目2.一般会計繰出金、存目1千円でございます。款11.項1.目1.予備費は50万円の計上でございます。

以上により、歳出合計24億2,720万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,720万円とするものでございます。

次に議案第17号、令和8年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてご説明致します。

予算書257ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900万円とするものでございます。前年度に比べ20万円、0.7%の増額でございます。第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入からご説明致します。

266ページをお開き下さい。款1.診療収入は前年度より80万円減額の497万8千円の計上でございます。項1.外来収入497万8千円のうち、目1.国民健康保険診療収入60万円、目2.社会保険診療収入8万円、目4.一部負担金60万円、目5.その他の収入90万円、目6.後期高齢者医療診療報酬収入279万8千円でございます。款2.使用料及び手数料は前年度より9千円減額の1万1千円の計上でございます。項1.手数料、目1.文書料1万1千円でございます。款3.繰入金金は前年度より100万円増額の2,400万円の計上でございます。項1.他

会計繰入金、目1. 国保会計繰入金2,400万円でございます。款4. 項1. 目1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。款5. 諸収入、項1. 目1. 預金利子は1万円の計上でございます。

以上により、歳入合計を2,900万円とするものでございます。

次に歳出についてご説明致します。

268ページをお開き下さい。款1. 総務費は前年度より24万円増額の2,566万7千円の計上でございます。項1. 施設管理費、目1. 一般管理費2,566万7千円でございます。款2. 医業費は前年度より40万円減額の295万1千円の計上でございます。項1. 医療諸費295万1千円のうち、270ページをお開き下さい。目1. 医療用機械器具費15万1千円、目2. 医薬材料費280万円でございます。款3. 公債費は前年度より25万9千円増額の28万1千円の計上でございます。項1. 公債費28万1千円のうち、目1. 長期債償還元金25万9千円、目2. 利子2万2千円でございます。款4. 諸支出金、項1. 繰出金、目1. 国民健康保険会計繰出金は存目1千円の計上でございます。款5. 項1. 目1. 予備費は10万円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,900万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900万円とするものでございます。

次に議案第18号、令和8年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてご説明致します。

予算書279ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,990万円とするものでございます。前年度に比べ1,750万円、0.7%の増額でございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明致します。

290ページをお開き下さい。款1. 介護保険料は前年度より885万4千円増額の5億3,350万円の計上でございます。項1. 介護保険料、目1. 第1号被保険者保険料5億3,350万円でございます。款2. 使用料及び手数料は前年度より5千円増額の3万5千円の計上でございます。項1. 手数料3万5千円のうち、目1. 総務手数料、存目1千円、目2. 督促手数料2万4千円、目3. 指定申請（更新）手数料1万円でございます。款3. 国庫支出金は前年度より792万4千円増額の5億6,773万2千円の計上でございます。内訳としまして項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金3億9,925万円、項2. 国庫補助金1億6,848万2千円のうち、目1. 調整交付金1億1,687万9千円、目2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常

生活支援総合事業) 2,372万4千円、目3.地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 2,132万3千円、目4.その他補助金、存目1千円、目6.保険者機能強化推進交付金204万1千円、目7.介護保険保険者努力支援交付金451万4千円でございます。款4.支払基金交付金は前年度より147万3千円増額の6億3,432万9千円の計上でございます。項1.支払基金交付金6億3,432万9千円のうち、目1.介護給付費交付金6億870万6千円、目2.地域支援事業支援交付金2,562万3千円でございます。款5.県支出金は前年度より22万3千円増額の3億5,597万6千円の計上でございます。

内訳としまして項1.県負担金、目1.介護給付費負担金3億3,345万1千円、292ページをお開き下さい。項2.県補助金2,252万5千円のうち、目1.地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,186万3千円、目2.地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業) 1,066万2千円でございます。款6.財産収入は前年度より94万3千円増額の97万4千円の計上でございます。項1.財産運用収入97万4千円のうち、目1.財産貸付収入、存目1千円、目2.利子及び配当金97万3千円でございます。款7.項1.寄附金、目1.一般寄附金は前年度同額の存目1千円の計上でございます。款8.繰入金は前年度より192万2千円減額の3億8,524万3千円の計上でございます。内訳としまして項1.一般会計繰入金3億8,524万2千円のうち目1.介護給付費繰入金2億8,180万9千円、目2.地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 1,186万5千円、目3.地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業) 1,066万4千円、目4.その他一般会計繰入金5,977万1千円、目5.低所得者保険料軽減繰入金2,113万3千円、項2.基金繰入金、目1.介護保険財政調整基金繰入金は存目1千円でございます。款9.項1.目1.繰越金は存目1千円の計上でございます。款10.諸収入は前年度同額の210万9千円の計上でございます。内訳としまして項1.延滞金、加算金及び過料3千円のうち、目1.第1号被保険者延滞金、294ページをお開き下さい。目2.第1号被保険者加算金及び目3.過料それぞれ存目1千円、項2.目1.預金利子、存目1千円、項3.雑入210万5千円のうち目1.第三者納付金、目2.返納金及び目3.雑入それぞれ存目1千円、目4.地域支援事業利用料30万円、目5.保険給付対応分存目1千円、目6.おもいやり配食サービス事業自己負担金180万円、目7.ケアマネジメント料、存目1千円でございます。

以上により、歳入合計を24億7,990万円とするものでございます。

次に歳出について、ご説明致します。

296ページをお開き下さい。款1.総務費は前年度より290万9千円増額の5,978万円の計上でございます。内訳としまして項1.総務管理費、目1.一般管理費2,975万3千円、項2.徴収費、目1.賦課徴収費194万3千円、項3.介護認

定審査会費2,698万3千円のうち目1.介護認定審査会費1,161万6千円、目2.認定調査費1,536万7千円、298ページをお開き下さい。項4.目1.趣旨普及費65万円、項6.目1.地域密着型サービス運営委員会費4万9千円、項7.目1.計画策定委員会費40万2千円でございます。款2.保険給付費は前年度より500万円増額の22億5,446万4千円の計上でございます。内訳としまして項1.介護サービス等諸費20億4,970万4千円のうち、目1.居宅介護サービス給付費6億9,800万円、目2.特例居宅介護サービス給付費、存目1千円、300ページをお開き下さい。目3.地域密着型介護サービス給付費4億円、目4.特例地域密着型介護サービス給付費、存目1千円、目5.施設介護サービス給付費8億7,000万円、目6.特例施設介護サービス給付費、存目1千円、目7.居宅介護福祉用具購入費250万円、目8.居宅介護住宅改修費420万円、302ページをお開き下さい。目9.居宅介護サービス計画給付費7,500万円、目10.特例居宅介護サービス計画給付費存目1千円、項2.介護予防サービス等諸費1億200万3千円のうち、目1.介護予防サービス給付費7,500万円、目2.特例介護予防サービス給付費存目1千円、目3.地域密着型介護予防サービス給付費600万円、目4.特例地域密着型介護予防サービス給付費、存目1千円、目5.介護予防福祉用具購入費160万円、304ページをお開き下さい。目6.介護予防住宅改修費440万円、目7.介護予防サービス計画給付費1,500万円、目8.特例介護予防サービス計画給付費、存目1千円、項3.その他諸費、目1.審査支払手数料250万円、項4.高額介護サービス等費5,140万円のうち、目1.高額介護サービス費5,100万円、306ページをお開き下さい。目2.高額介護予防サービス費40万円、項5.高額医療合算介護サービス等費880万円のうち、目1.高額医療合算介護サービス費860万円、目2.高額医療合算介護予防サービス費20万円、項6.目1.市町村特別給付費、存目1千円、項7.特定入所者介護サービス等費4,005万6千円のうち目1.特定入所者介護サービス費4,000万円、308ページをお開き下さい。目2.特例特定入所者介護サービス費、存目1千円、目3.特定入所者介護予防サービス費5万4千円、目4.特例特定入所者介護予防サービス費、存目1千円でございます。款3.項1.目1.財政安定化基金拠出金は前年度同額の存目1千円の計上でございます。款4.保健福祉事業費は前年度より39万3千円増額の599万4千円の計上でございます。項1.目1.保健福祉事業費599万4千円でございます。款5.地域支援事業費は前年度より155万2千円増額の1億5,028万1千円の計上でございます。内訳としまして項1.介護予防・日常生活支援総合事業費9,449万7千円のうち、目3.介護予防・生活支援サービス事業費6,195万円、310ページをお開き下さい。目5.介護予防ケアマネジメント事業費500万円、目6.一般介護予防事業費2,754万7千円、項2.目1.包括的支援事業・任意事業費5,538万4千円、312ページをお開き下さい。項3.そ

の他諸費、目1. 審査支払手数料40万円でございます。款6. 基金積立金は前年度より764万6千円増額の767万6千円の計上でございます。項1. 基金積立金、目1. 介護保険財政調整基金積立金767万6千円でございます。款7. 項1. 公債費、目3. 公債諸費は存目1千円の計上でございます。款8. 諸支出金は前年度同額の120万3千円の計上でございます。

内訳としまして項1. 償還金及び還付加算金120万2千円のうち、314ページをお開き下さい。目1. 第1号被保険者保険料還付金120万円、目2. 償還金及び目6. 介護給付費交付金返還金はそれぞれ存目1千円。項3. 繰出金、目1. 一般会計繰出金、存目1千円でございます。款9. 項1. 目1. 予備費は前年度同額の50万円の計上でございます。

以上により歳出合計24億7,990万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,990万円とするものでございます。

次に議案第19号、令和8年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてご説明致します。

予算書323ページをお開き下さい。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,510万円とするものでございます。

前年度に比べ6,040万円、13%の増額でございます。

第2条は地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入からご説明致します。

332ページをお開き下さい。款1. 後期高齢者医療保険料は前年度より4,940万円増額の3億9,880万円の計上でございます。項1. 後期高齢者医療保険料3億9,880万円のうち目1. 特別徴収保険料2億5,880万円、目2. 普通徴収保険料1億4,000万円でございます。款2. 使用料及び手数料は前年度より5千円減額の2万円の計上でございます。項1. 手数料、目2. 督促手数料2万円でございます。款3. 繰入金は前年度より1,109万6千円増額の1億2,524万1千円の計上でございます。項1. 一般会計繰入金1億2,524万1千円のうち、目1. 事務費繰入金2,432万9千円、目2. 保険基盤安定繰入金1億91万2千円でございます。款4. 諸収入は前年度より9万1千円減額の103万8千円の計上でございます。内訳としまして項1. 延滞金、加算金及び過料2万7千円のうち、目1. 延滞金2万6千円、目2. 過料、存目1千円、項2. 償還金及び還付加算金、目1. 保険料還付金90万円、項3. 目1. 預金利子11万1千円でございます。款6. 項1. 目1. 繰越金は存目1千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を5億2,510万円とするものでございます。

次に歳出について、ご説明致します。

334ページをお開き下さい。款1. 総務費は前年度より67万4千円減額の335万

1千円の計上でございます。内訳としまして項1.総務管理費、目1.一般管理費190万4千円、項2.目1.徴収費144万7千円でございます。款2.後期高齢者医療広域連合納付金は前年度より6,087万4千円増額の5億2,064万8千円の計上でございます。項1.目1.後期高齢者医療広域連合納付金5億2,064万8千円でございます。款3.諸支出金は前年度より20万円増額の90万1千円の計上でございます。項1.償還金及び還付加算金、目1.保険料還付金90万円、項2.繰出金、目1.一般会計繰出金、存目1千円でございます。款4.項1.目1.予備費は前年度と同額の20万円の計上でございます。

以上により歳出合計5億2,510万円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,510万円とするものでございます。

以上、議案第16号から議案第19号までの4議案を一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩致します。

会議の再開は14時50分、よろしくお願い致します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時50分

議長（金井 浩三）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第17.議案第20号、令和8年度多度津町公共下水道事業会計予算を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、柴田 君。

建設課長（柴田 浩志）

議案第20号、令和8年度多度津町公共下水道事業会計予算の提案説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。第2条は、業務の予定量でございます。

処理区域面積627.5ha、年間有収水量133万 m^3 、主要な建設改良事業と致しまして、堀江第2排水区雨水排水渠築造工事1億5,040万円、港町汚水中継ポンプ場他再構築実施設計7,999万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、第1款、下水道事業収益 7億6,329万5千円を予定しており、

内訳は第1項、営業収益3億3,223万5千円、第2項、営業外収益4億3,106万円となっております。

次に支出につきましては、第1款 下水道事業費用7億3,614万4千円を予定しており、内訳は、第1項、営業費用6億9,909万4千円、第2項、営業外費用3,675万円、第3項、特別損失30万円となっております。

次に第4条は資本的収入 及び支出でございます。

4ページをご覧ください。収入につきましては、第1款、資本的収入6億3,223万6千円を予定しており、内訳は、第1項、企業債4億6,380万円、第2項、補助金1億2,079万5千円、第3項、負担金 4,764万1千円となっております。

次に支出につきましては、第1款、資本的支出8億8,200万1千円を予定しており、内訳は第1項、建設改良費3億4,170万1千円、第2項、企業債償還金5億4,030万円となっております。

3ページにお戻り下さい。資本的収入額が資本的支出額に対し 不足する額2億4,976万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,232万2千円、過年度分損益勘定留保資金4,975万2千円、当年度分損益勘定留保資金1億7,769万1千円で補てんする予定でございます。

4ページをご覧ください。次に第5条は、企業債でございます。起債の目的を公共下水道事業限度額を4億6,380万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に第6条は、一時借入金でございます。これは、一時的な資金不足を補うためのもので、限度額を4億円と定めるものでございます。

5ページをご覧ください。次に第7条は、予定支出の各項の 経費の金額の流用で、営業費用と営業外費用及び特別損失の間において、流用できることを定めるものでございます。

次に第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、その経費を職員給与費3,053万円と定めております。また、職員給与費の明細につきましては、12ページから15ページに記載をしております。

次に第9条は、他会計からの補助金で、事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2億1,449万6千円と定めております。

また、7ページからは、地方公営企業法及び地方公営企業法 施行令に定められた予算に関する説明書でございます。

11ページをご覧ください。令和8年度多度津町公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

計算書の末尾にございますとおり、資金期末残高は3,638万2千円を予定しております。

16ページをご覧ください。令和8年度多度津町公共下水道事業予定損益計算書でございます。

1. 営業収益3億1,178万円、2. 営業費用6億7,560万5千円を差し引いた営業損失は 3億6,382万5千円の予定でございます。

さらに、3. 営業外収益4億918万2千円、4. 営業外費用3,974万1千円を差し引いた経常利益は561万6千円の予定でございます。

当年度純利益につきましては、経常利益から6. 特別損失30万円を差し引いた531万6千円を予定しております。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金577万円を加えた1,108万6千円を予定しております。

17ページをご覧ください。令和9年3月31日の多度津町公共下水道事業 予定貸借対照表でございます。

はじめに、資産の部でございます。

1. 固定資産107億5,772万8千円、2. 流動資産1億4,750万6千円、資産合計は109億523万4千円の予定でございます。

18ページをご覧ください。次に負債の部でございます。3. 固定負債47億1,906万3千円、4. 流動負債5億6,238万円、5. 繰延収益47億744万7千円、負債合計は99億8,889万円の予定でございます。

次に資本の部でございます。6. 資本金8億6,363万1千円、7. 剰余金5,271万3千円、資本合計は9億1,634万4千円、負債資本合計は109億523万4千円の予定でございます。

19ページは予算要求時点における令和7年度の予定損益計算書、20ページ、21ページは令和7年度末の予定貸借対照表、24ページからは各収入及び支出の事項別明細について記載しております。

以上、議案第20号、令和8年度多度津町公共下水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第18. 議案第21号、多度津町副町長の選任についてを議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第21号、多度津町副町長の選任についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、多度津町副町長としてご活躍頂いております岡部 登氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となります。

つきましては、多度津町副町長定数条例に基づき、引き続き同氏を選任致したいので、地方自治法第162条の規定によりまして、議会の同意を求めます。

岡部氏の住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

同氏は、昭和59年に入庁されて以来、税務課、総務課、町長公室等勤務を経て、平成22年4月より町長公室長、政策企画課長、産業課長、総務課長を歴任し、令和2年3月の定年退職後から本町の再任用職員として建設課に勤務されたのち、令和4年4月から現在ま

で多度津町副町長として奉職されております。

行政経験が豊富で優れた人材でございます。

経験や実績からも分かるように行政運営に非常に優れており、人格は高潔で今後におきましても町行政全般にわたり誠意をもって取り組んで頂けるものと思っております。

なお、任期は地方自治法第163条の規定に基づきまして、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとなります。

よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第21号についてを採決致します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定致しました。

ただ今、決定されました岡部副町長が議場におられます。

この際でありますので、副町長のご挨拶を受けたいと思いますので、よろしくお願致します。

岡部副町長、挨拶

一同拍手

議長（金井 浩三）

日程第19. 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております藤田 嘉之氏の任期が令和8年6月30日をもって満了致しますので、同氏へ再任の意向を確認したところ、辞意の申し出がありました。

つきましては、その後任として、加村 晴美氏を推薦致したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

加村氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、大学卒業後、香川県庁に入庁され、県立病院や保健所等で栄養士及び管理栄養士として、長年に亘り保健衛生業務に携われました。

また、本町でも管理栄養士として勤務され、町民の健康づくりに多大なる貢献を賜りました。職務を通じて高い傾聴能力を持たれており、人権擁護委員として適任であると考え推薦するものでございます。

なお、任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第1号について採決致します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(金井 浩三)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定致しました。

日程第20. 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長(丸尾 幸雄)

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております中野 文子氏の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了致しますので、同氏へ再任の意向を確認したところ、辞意の申し出がありました。

つきましては、その後任として、高木 享子氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

高木氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、県弁護士会などでの事務経験があるほか、長年にわたって地域で生活を営み、子育てや地域との関わりを通じて多様な立場や悩みに触れてこられた経験から、高い共感力と思いやりの心を持たれております。人権擁護活動に対しても強い意欲を示されていることから、人権擁護委員として適任であると考え推薦するものでございます。

なお、任期は令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 3 年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(金井 浩三)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定致しました。

日程第21. 諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

現在、人権擁護委員としてご活躍頂いております大矢根 雅弘氏の任期が令和 8 年 6 月 30 日をもって満了致しますので、同氏へ再任の意向を確認したところ、辞意の申し出がありました。

つきましては、その後任として、須藤 康弘氏を推薦致したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

須藤氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は大学卒業後、本町にも工場を構えている金属製品メーカーに就職し、香川県を含む中四国エリアにおいて、長年にわたって営業職を務められました。人権擁護委員について深い理解をもたれており、その活動について真摯に取り組むとともに個別人権課題について学ぼうとする高い意欲を示されていることから、人権擁護委員として適任であ

ると考え推薦するものでございます。

なお、任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（金井 浩三）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

本件は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、諮問第3号についてを採決致します。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定致しました。

ここでお諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案をより慎重審議を期するため、多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第1号、議案第3号から第5号まで、議案第8号から第14号まで及び議案第16号から第20号までの16議案を総務教育常任委員会に、議案第2号、議案第6号及び議案第7号の3議案を建設産業民生常任委員会に、議案第15号の1議案を予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井 浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、16 議案を会期中の総務教育常任委員会に、3 議案を建設産業民生常任委員会に、1 議案を予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

これにて散会致します。

長時間、有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。

散会 午後 3 時17分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 8 年 3 月 3 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記